

第6回「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」

－ 議 事 次 第 －

日時：平成23年4月25日（月）

15:30～17:30

場所：厚生労働省専用第12会議室

議 題

1. 介護保険の福祉用具における議論の整理について
2. その他

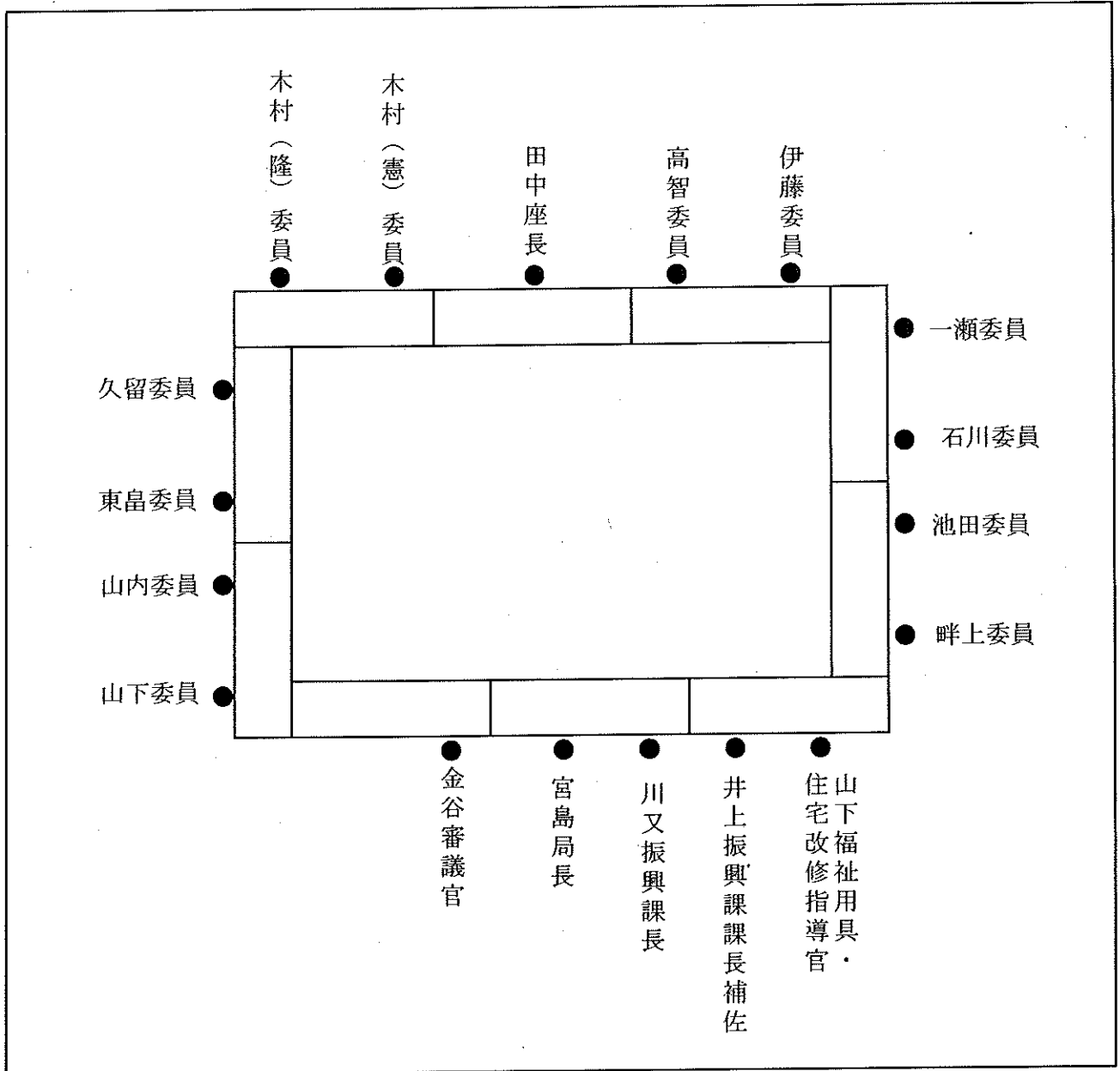
資料一覧

- 福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会議論の整理（案）
- （社）全国福祉用具専門相談員協会提出資料
 - 福祉用具利用後の状況確認（モニタリング）から見える、製品使用の不具合に関する調査研究
 - 福祉用具における保険給付の在り方に関する要望
 - 改訂版「ふくせん 福祉用具個別援助計画書」
 - 改訂版「ふくせん モニタリングシート（訪問確認書）」のご案内
 - 「モニタリング」の実施が福祉用具の事故を防止する！
- （財）テクノエイド協会提出資料
 - 福祉用具選定支援書の発行について
 - 福祉用具選定支援書（※）
- （社）日本福祉用具供給協会提出資料
 - 福祉用具における保険給付の在り方に関する要望
 - 【歩行補助杖】故障・メンテ一覧（件数）

（※）委員のみ配付

第6回「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」 座席図

日時：平成23年4月25日（月）15:30～17:30
場所：厚生労働省12階 専用第12会議室



第6回福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会 メンバー表

(13名)

氏 名	所 属 ・ 役 職
畔上 加代子	一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 副理事長
池田 省三	龍谷大学 教授
石川 良一	全国市長会 介護保険対策特別委員会 委員長 (東京都稲城市長)
一瀬 正志	財団法人 テクノエイド協会 常務理事
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
高智 英太郎	健康保険組合連合会 理事
木村 憲司	日本福祉用具・生活支援用具協会 会長
木村 隆次	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 会長 (日本薬剤師会 常務理事)
久留 善武	社団法人 シルバーサービス振興会 企画部長
◎ 田中 滋	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 教授
東島 弘子	ジャーナリスト
山内 繁	早稲田大学 研究推進部 参与
山下 一平	社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長

◎：座長

(敬称略・50音順)

福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会 議論の整理（案）

平成23年4月 日

【目 次】

1. はじめに

2. 介護保険における福祉用具の現状と課題

（1）現状

（2）福祉用具サービスの利用実態等について

3. 基本的考え方と論点

4. 今後の方向性

論点1：いわゆる「外れ値」への対応について

論点2：比較的安価な福祉用具の取り扱いについて

論点3：専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について

ア. 個別援助計画の位置づけ

イ. 専門職（医師、看護職員、作業療法士、理学療法士等）との連携

ウ. サービス担当者会議の充実

エ. 福祉用具専門相談員の質の向上

オ. 介護支援専門員の研修カリキュラムの見直し

5. 結語

1. はじめに

- 本検討会は、福祉用具における保険給付の在り方に関して、社会保障審議会介護給付費分科会において審議を行うための論点の整理及び技術的な事項の検討等を行うために設置され、平成19年9月以来、次の通り5回の検討会を開催した。

【各検討会の審議内容】

第1回（平成19年9月3日）

第39回社会保障審議会介護給付費分科会における「福祉用具貸与の価格については、同一用具に係る価格差などその実態について調査・研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ること」との指摘を受け、福祉用具の保険給付の在り方に関する課題の整理・明確化とその改善のための論点について審議した。

第2回（平成19年10月22日）

福祉用具の保険給付の在り方に関する改善のための課題と論点について審議した。

第3回（平成19年11月22日）

当面の課題に関する論点の整理がなされた。

1. 福祉用具の情報提供に関する事項
 - ① いわゆる「外れ値」への対応について
 - ② 情報提供の方法について
2. サービスの適正化・効率化に関する事項
 - ① サービスの質の向上について
 - ② 給付方法の適正化について

第4回（平成21年8月7日）

第63回社会保障審議会介護給付費分科会より「福祉用具サービスの向上、貸与種目と販売種目の整理等保険給付の在り方については、状態像に応じたサービス提供の状況、メンテナンスに係る実態把握、有効性等について早急に調査研究を行い、福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会において議論を行う」旨の審議報告を受け、福祉用具サービスの利用実態及び有効性等に関する調査の実施について検討した。

第5回（平成22年7月27日）

「介護保険における福祉用具サービスの利用実態及び有効性に関する調査結果」をもとに審議を行った。

- 今回、同一製品について貸与価格が非常に高額になるケース（いわゆる「外れ値」）が一部存在していることや、比較的安価な種目の取り扱い、福祉用具導入時の専門職の関与やアセスメント・マネジメントの推進に関する課題について考えられる対応方策等について議論を整理した。

2. 介護保険における福祉用具の現状と課題

(1) 現状

- 福祉用具貸与の費用額の推移については、平成13年度の約685億円から増加を続けてきたが、平成18年度に一旦減少に転じ、その後また増加傾向にある。平成21年度の費用額は約1,912億円となっている。

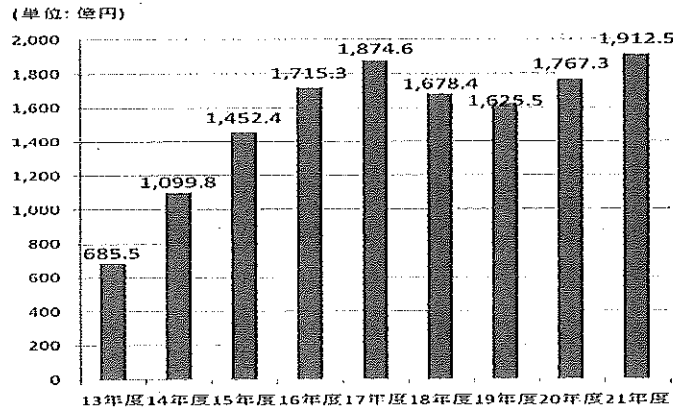


図1 福祉用具貸与の費用額の推移

※介護給付費の総費用額における福祉用具貸与費用額の割合は2.6%。

- 福祉用具貸与事業所数は、平成18年度には約7,300事業所で最大となり、その後減少傾向に転じ、平成22年度には約6,300事業所となっている。また、1事業所当たりの平均費用額は、平成13年度の約100万円から増加を続けてきたが、平成19年度に一旦減少に転じ、その後また増加傾向にある。平成22年度の平均費用額は約250万円となっている。

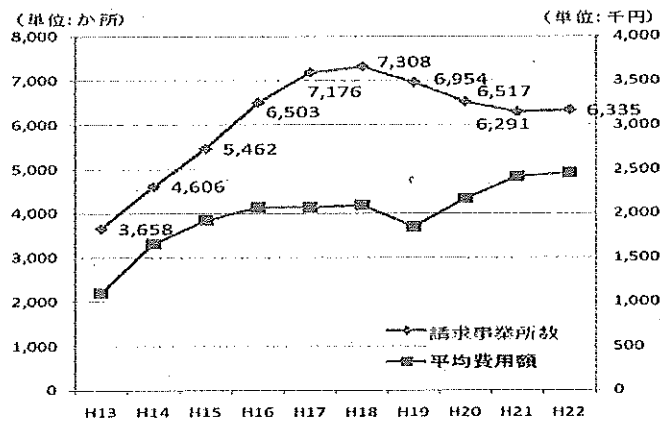


図2 福祉用具貸与事業者数及び1事業所当たり平均費用額の推移（各年4月現在）

※居宅（介護予防）サービス事業所のうち、福祉用具貸与事業所の占める割合は16.2%。

- 福祉用具貸与の受給者数を要介護度別にみると、軽度者（要介護度1以下）が24.7%（28.7万人）を占めている。

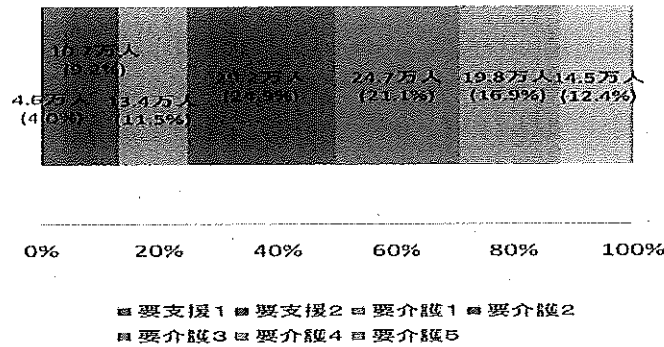


図3 福祉用具貸与の要介護度別受給者数（平成22年4月分 介護給付費実態調査より）
 ※当月の総受給者数は398.9万人、福祉用具貸与受給者は116.9万人（29.3%）

- 福祉用具貸与の費用額を要介護度別にみると、軽度者（要介護1以下）が12.2%（20.4億円）を占めており、要介護3が23.1%（38.3億円）で最も多くなっている。

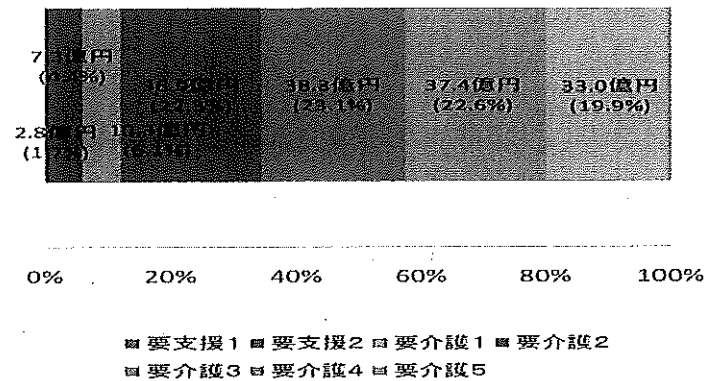


図4 福祉用具貸与の要介護度別費用額（平成22年4月分 介護給付費実態調査より）

- 福祉用具貸与費の種類別請求内訳は、車いすと特殊寝台（それぞれ付属品を含める）で約7割を占めている。

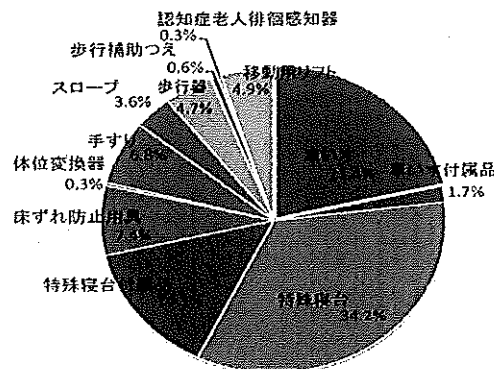
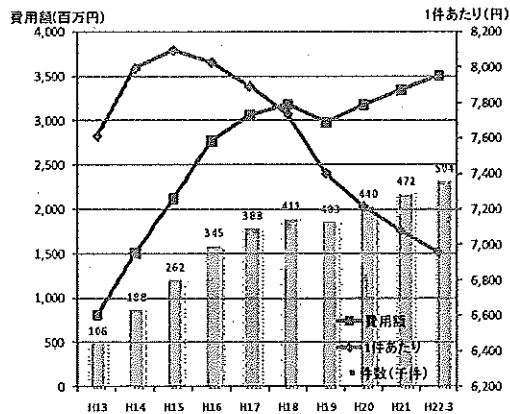


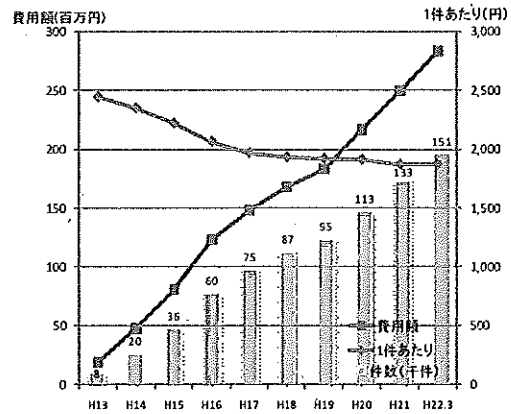
図5 福祉用具貸与の請求内訳（平成22年4月分 介護給付費実態調査より）

- 福祉用具貸与費の種目別給付費（月額）及び利用件数と1件当たり平均利用額の推移についてみると、利用件数（棒グラフ）と給付費（赤折れ線）は増加しており、市場の拡大とも相まって、1件当たりの平均利用額（青折れ線）はおしなべて低下傾向にある。

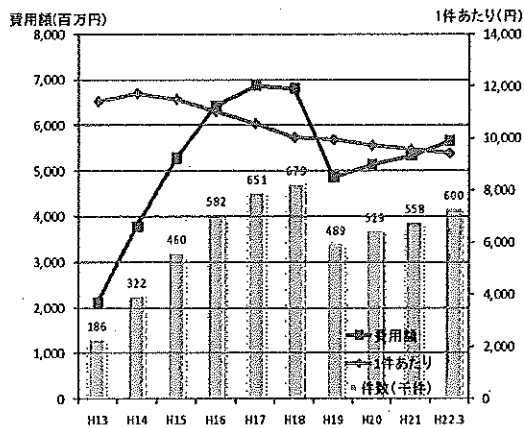
車いす



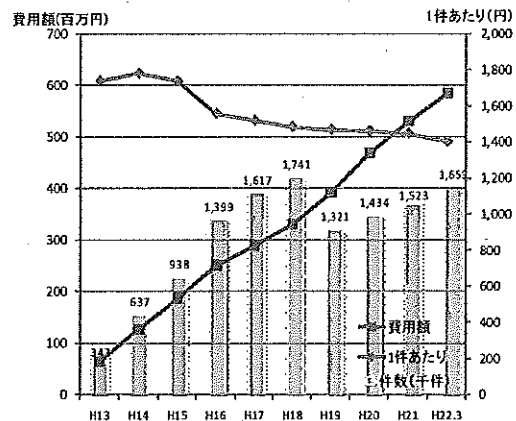
車いす付属品



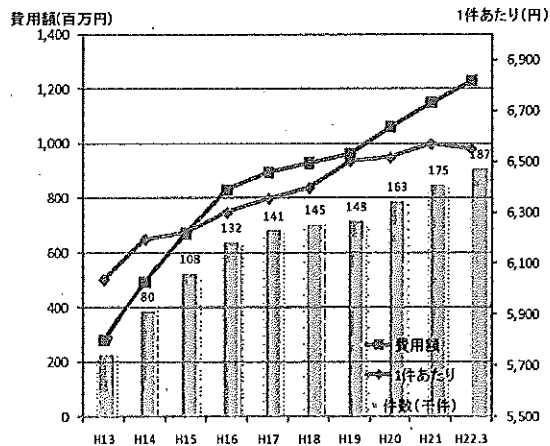
特殊寝台



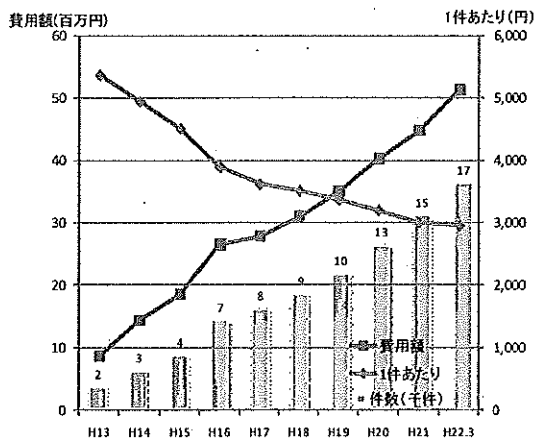
特殊寝台付属品



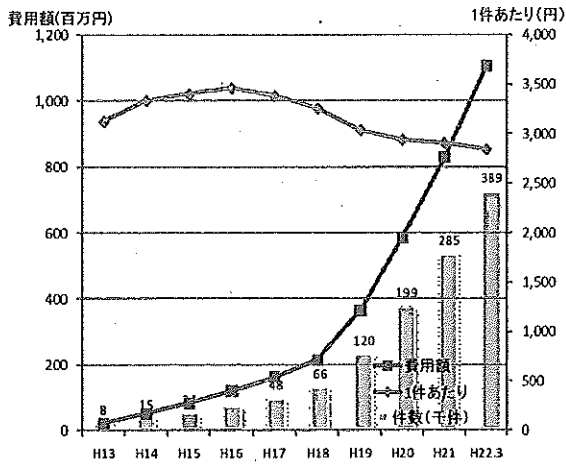
床ずれ防止用具



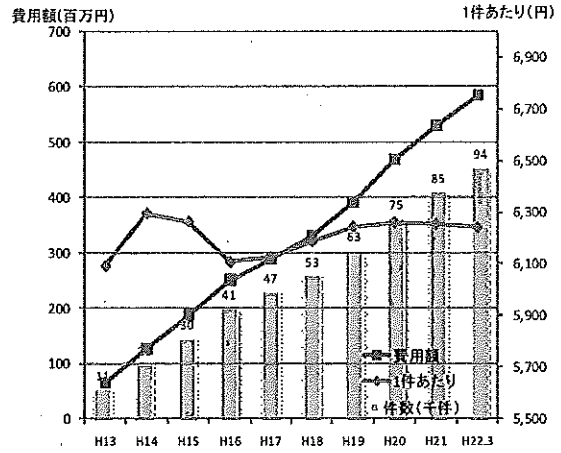
体位変換器



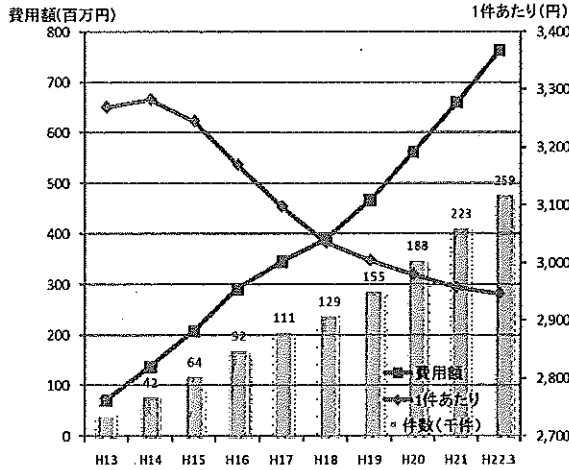
手すり



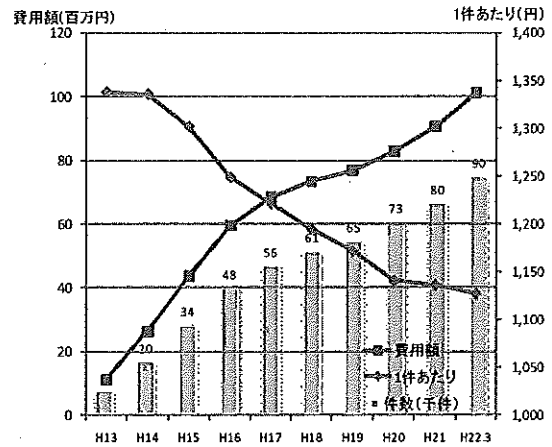
スロープ



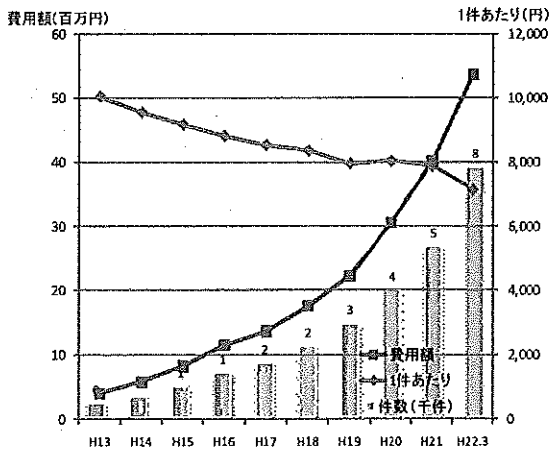
歩行器



歩行補助つえ



認知症老人徘徊感知機器



移動用リフト

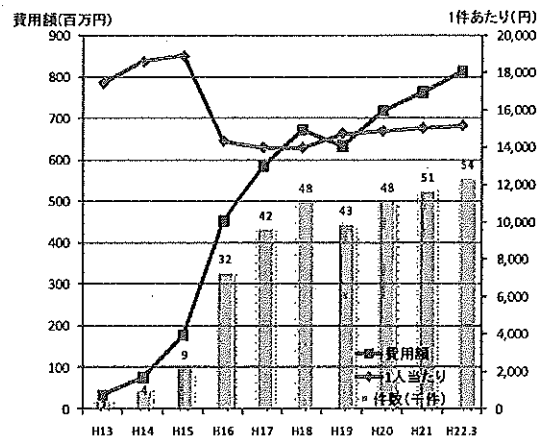


図6 福祉用具貸与費の種目別給付費と1件当たり平均利用額
(介護給付費実態調査月報 毎年4月サービス分)

(2). 福祉用具サービスの利用実態等について

- 福祉用具におけるサービス提供のプロセスや福祉用具の種目毎のサービス内容について把握・分析するため、平成21年度に(財)テクノエイド協会において「介護保険における福祉用具サービスの利用実態及び有効性に関する調査研究事業」が行われた。
- この調査は、これまで十分に把握されていなかった、福祉用具サービスの導入プロセスにおける作業内容の詳細について種目別に把握・分析するとともに、利用者の状態(生活機能・自立度)や意向の変化に応じた福祉用具サービスの有効性について評価することを目的としたものである。
- 福祉用具導入時の利用者の状態像に応じたサービス実施状況についてみると、貸与事業所の属性別(レンタル卸利用の有無及びサービス利用者規模別)による大きな差は見られなかった。

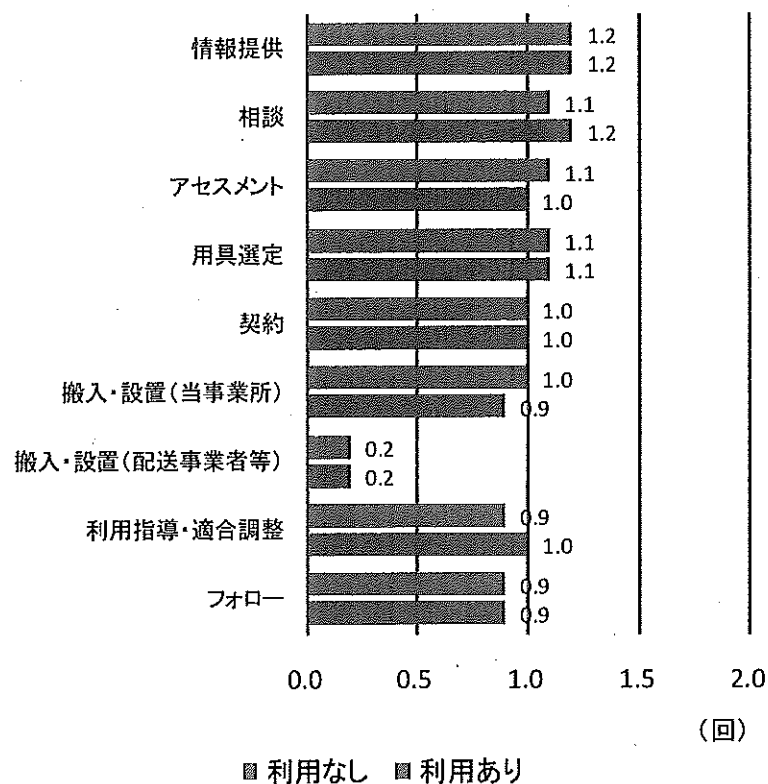


図7 レンタル卸利用有無別のサービス実施状況(回数)

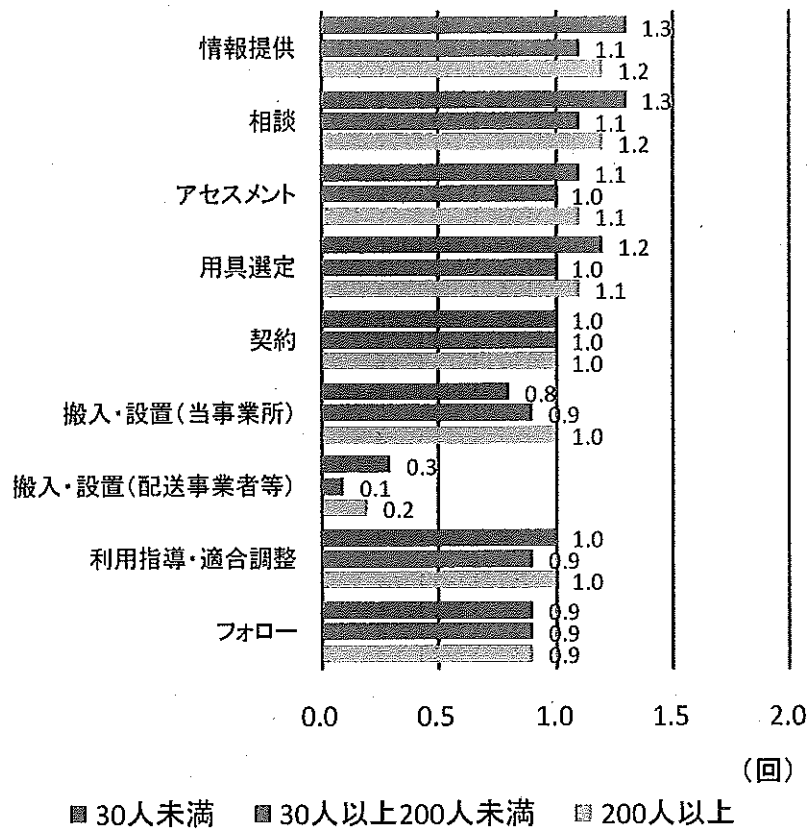


図8 利用者規模別のサービス実施状況について(回数)

- 福祉用具のメンテナンスの実施状況をみると、貸与種目においてはどの種目についても約6割の事業所が訪問の都度必ず実施しているが、販売種目については、訪問の都度必ず実施しているのは約2割である。

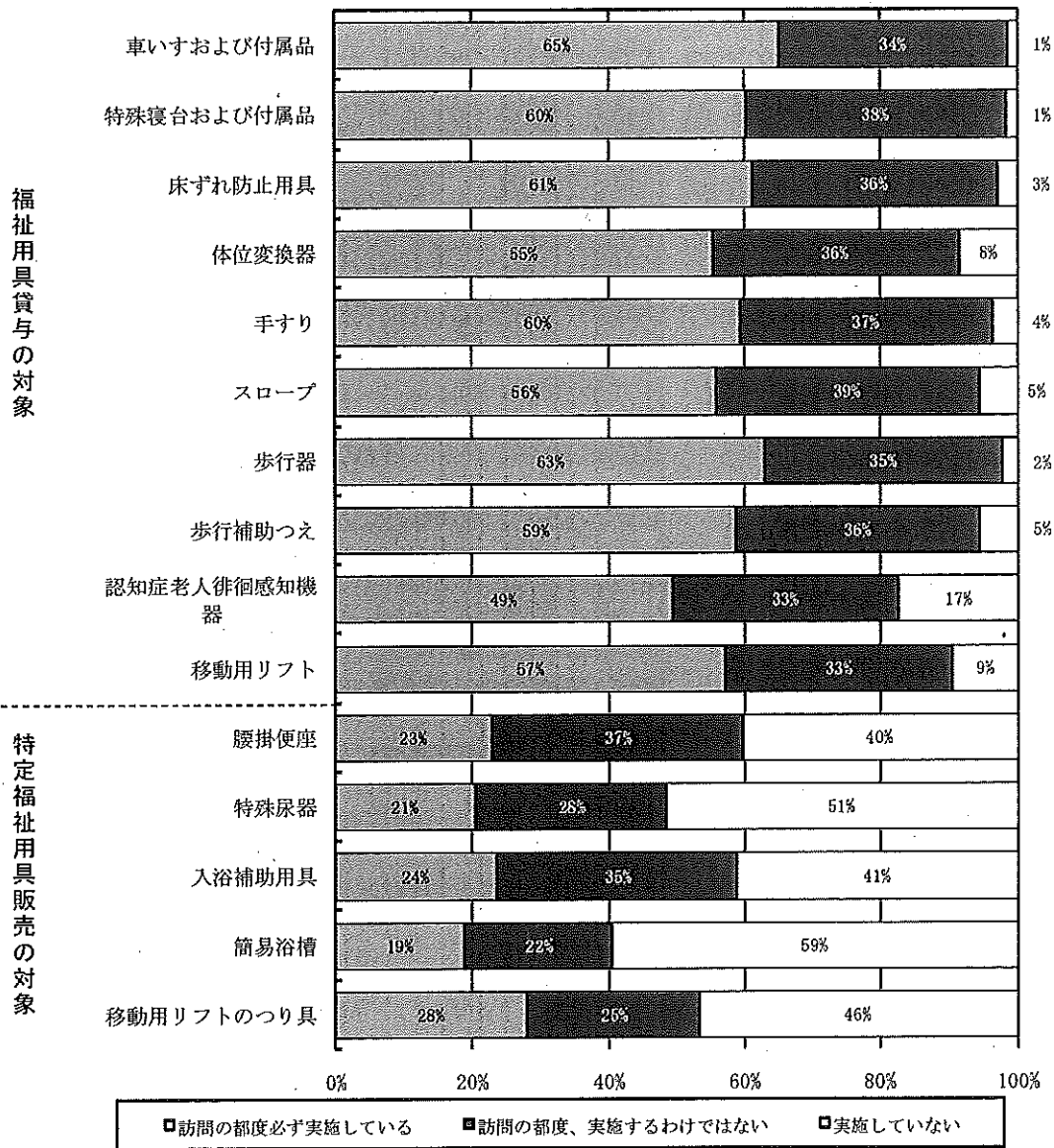


図9 福祉用具種類別のメンテナンス実施状況

- また、メンテナンスの実施頻度についてみると、貸与種目においては、ほぼ全ての事業所で概ね6か月以内に1回以上実施されているのに対し、販売種目では実施していない事業所が3割程度みられる。

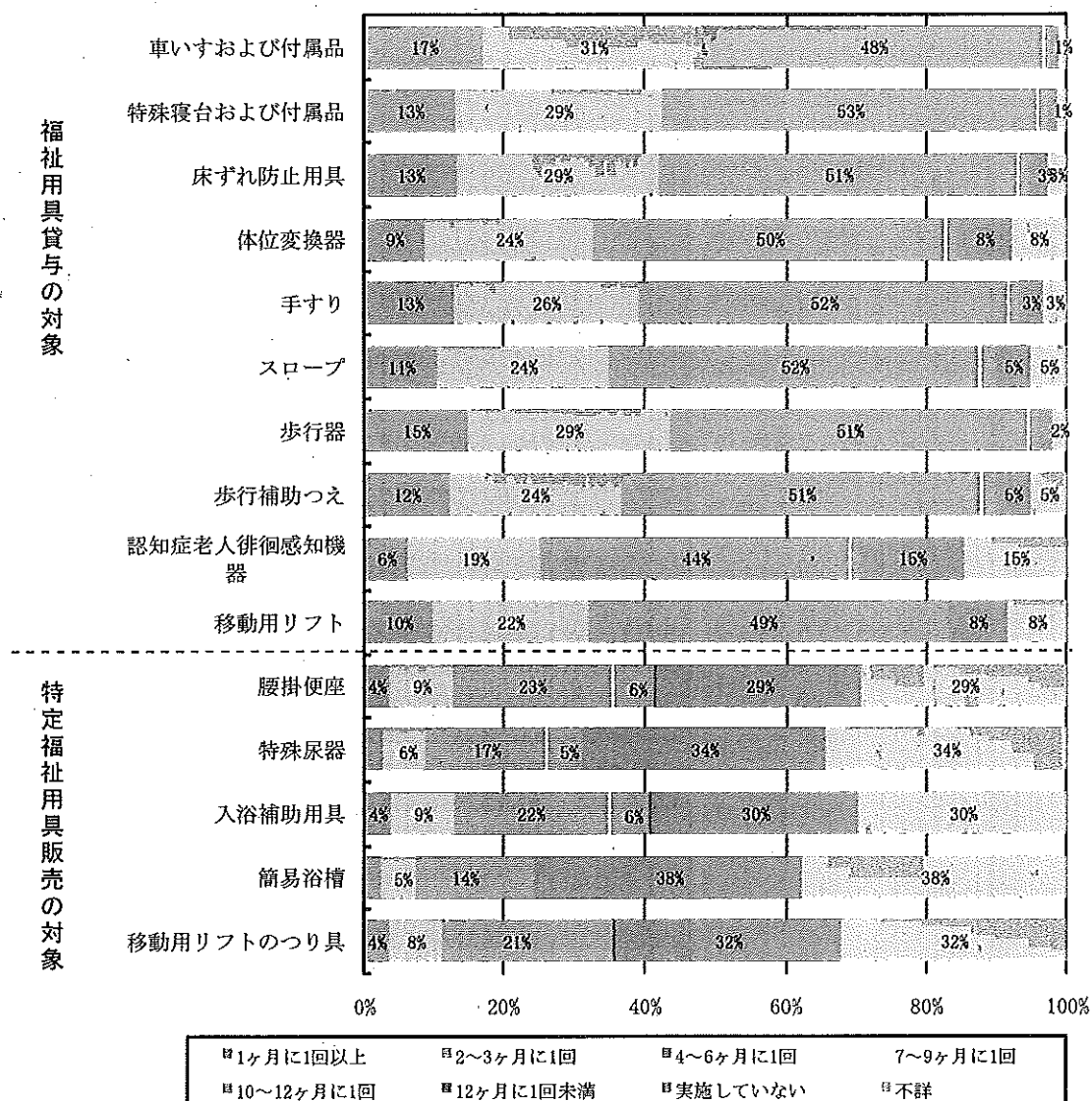


図10 福祉用具種類別のメンテナンス実施頻度

- 福祉用具の利用効果について、福祉用具サービスの新規利用者を対象に、利用者本人の「日常生活動作能力」と「自立度の状況」についての実態と、福祉用具の返却及び変更、サービスの見直し等の実態について、7カ月に渡り定点調査を行った。有効回答の得られた86事例のデータを分析したところ、利用者の状態（生活機能・自立度）等や意向の変化に応じて福祉用具の柔軟な変更がなされているという状況が確認された。なお、表1の「福祉用具の導入によって生活動作能力が向上した事例」の15事例のうち要支援1が4事例、要支援2が1事例、要介護1が5事例と軽度者で約7割を占めている。

表1 事例の一覧

類 型	事例数
福祉用具の導入によって生活動作能力が向上した事例	15事例
福祉用具の返却・交換が行われた事例	7事例
福祉用具が追加された事例	2事例
利用期間中の状況確認、点検、調整などが実施された事例	7事例

- 福祉用具に関する満足度調査を、「QUEST法」（5段階評価）を用いて実施したところ、福祉用具サービス（貸与・販売）に対する利用者及び介護者の総合的な満足度はいずれの福祉用具でも概ね4.0前後であった。

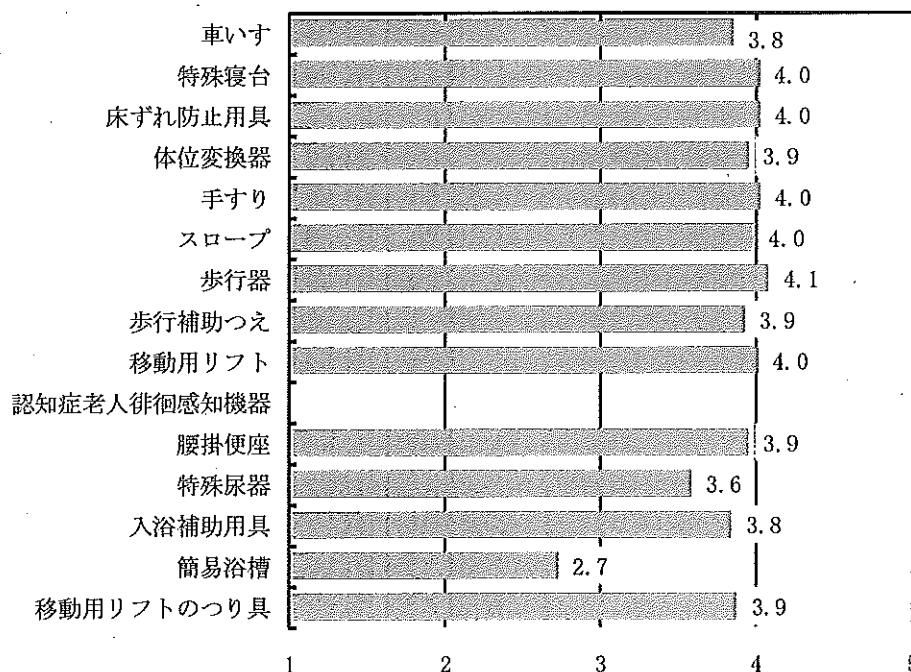


図1-1 利用者の総合満足度調査結果

※ 回答は「1：全く満足していない 2：あまり満足していない 3：やや満足している 4：満足している 5：非常に満足している」の5つから1つ選択

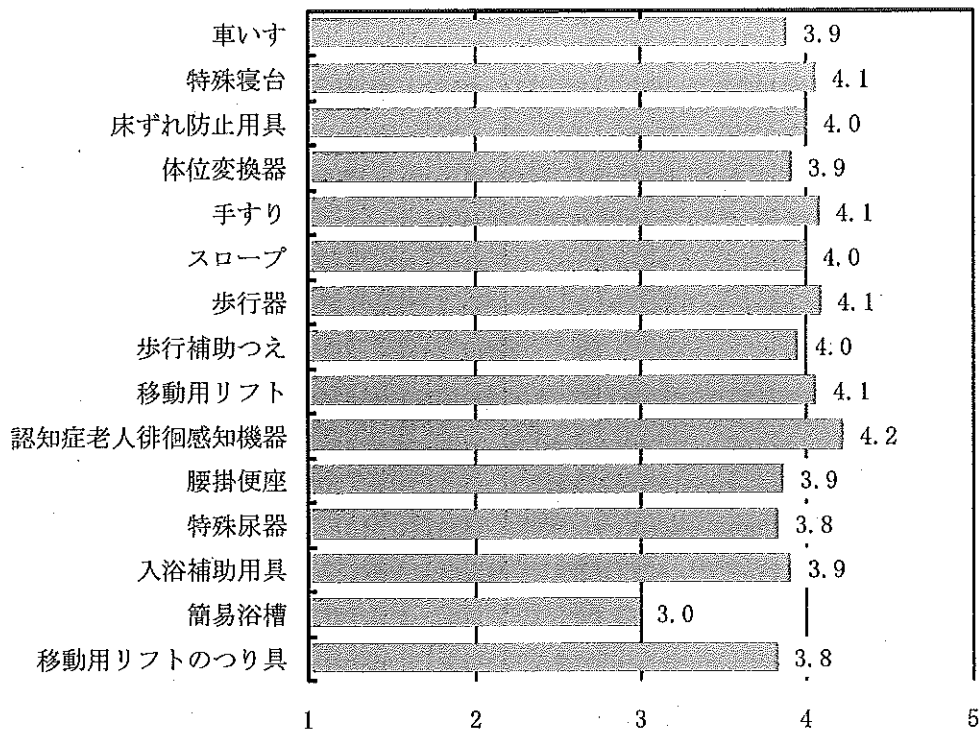


図12 介護者の総合満足度調査結果

※ 回答は「1：全く満足していない 2：あまり満足していない 3：やや満足している 4：満足している 5：非常に満足している」の5つから1つ選択

- また、福祉用具（モノ）に対する満足度と、事業所から受ける「サービス」に対する満足度においてもそれぞれ高く、「モノ」だけでなく福祉用具「サービス」全体としての満足度が高いという結果が得られている。これらの結果より、福祉用具サービスに対し、満足度という観点からは、比較的高い結果がみられた。

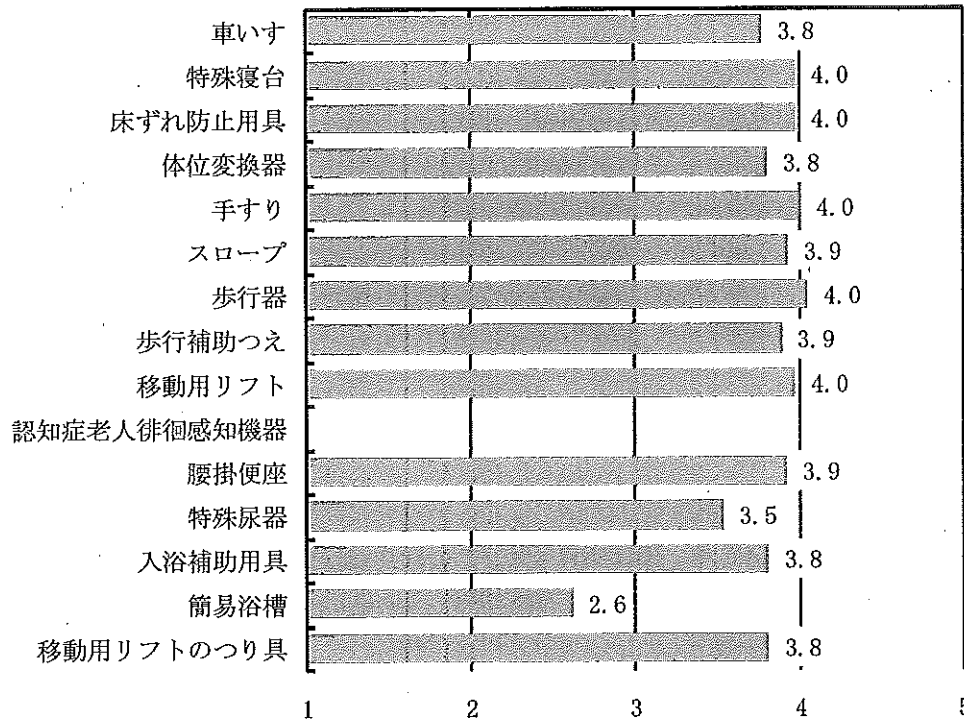


図13 福祉用具（モノ）に対する利用者の満足度

※ 回答は「1：全く満足していない 2：あまり満足していない 3：やや満足している 4：満足している 5：非常に満足している」の5つから1つ選択

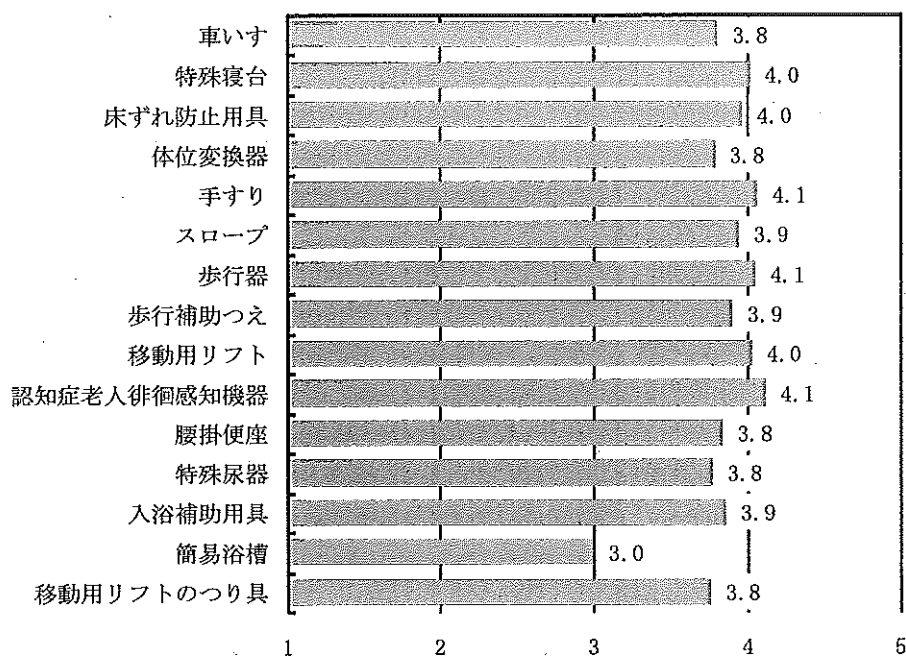


図14 福祉用具（モノ）に対する介護者の満足度

※ 回答は「1：全く満足していない 2：あまり満足していない 3：やや満足している 4：満足している 5：非常に満足している」の5つから1つ選択

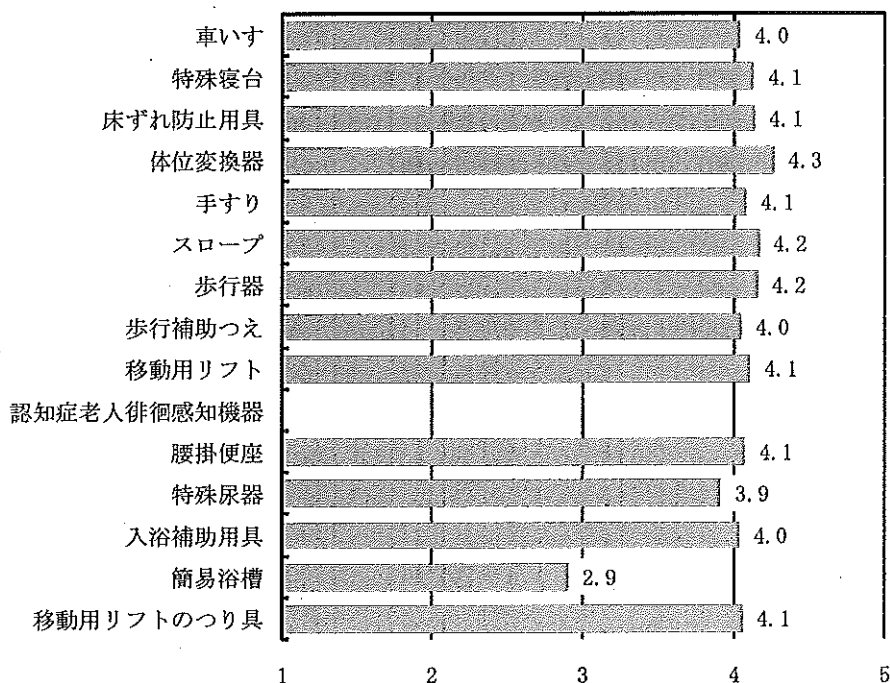


図15 福祉用具サービスに対する利用者の満足度

※ 回答は「1：全く満足していない 2：あまり満足していない 3：やや満足している 4：満足している 5：非常に満足している」の5つから1つ選択

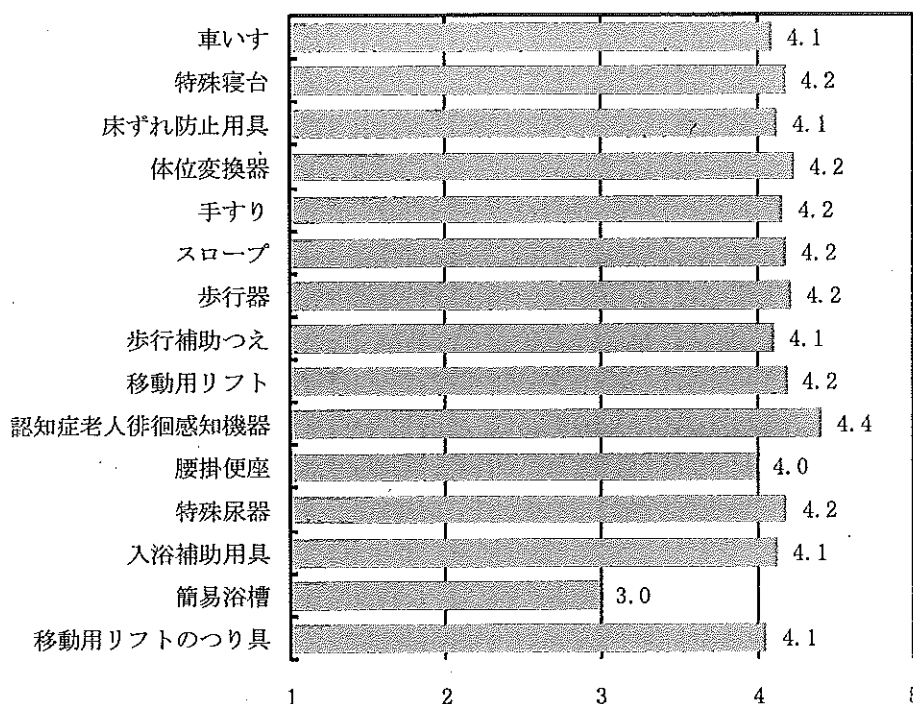


図16 福祉用具サービスに対する介護者の満足度

※ 回答は「1：全く満足していない 2：あまり満足していない 3：やや満足している 4：満足している 5：非常に満足している」の5つから1つ選択

- これらの結果をみると、福祉用具におけるサービス提供のプロセスや福祉用具の種目毎のサービス内容については、概ね適切に実施されていると考えられるが、福祉用具の利用効果については比較的軽度の利用者のデータに偏っているため、今後更なる調査分析が必要と考えられる。

3. 基本的考え方と論点

- 介護保険における福祉用具サービスの提供は、貸与制を原則としているところである。なお、販売制については、入浴・排せつ関連用具など、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗が伴うものや、つり上げ式リフトのつり具など、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないものを対象としている。
- 貸与制においては、利用者の状態像や住環境が変化しても利用者の状態に応じた交換が可能であり、必要な期間だけ利用することができるため、要介護度の変化に柔軟に対応することができる。また、必要に応じて貸与した福祉用具の使用状況を確認したり、福祉用具のメンテナンスや使用方法の指導等を受けることができる。
- また福祉用具の貸与価格は自由価格となっており、事業者が製品の価格や付帯するサービス等を勘案し、価格を決定できる仕組みである。この仕組みにより市場原理が働き、新しい福祉用具の開発を含む事業者間の健全な競争が発生することで、福祉用具における保険給付が適切に行われ、福祉用具を必要とする利用者により良い福祉用具が適正な価格で提供されることが期待されている。

- さらに、看護職員、作業療法士・理学療法士、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等の専門職による福祉用具の適切な選択・提供が行われることにより、サービスの質の向上や、利用者の自立支援に資することが重要である。
- 以上のような基本的考え方は、今後とも維持することを基本として、本検討会では以下の「3つの論点」について、今後の方向性を整理した。

論点1：いわゆる「外れ値」への対応について

論点2：比較的安価な福祉用具の取り扱いについて

論点3：専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について

4. 今後の方向性

論点1：いわゆる「外れ値」への対応について

- 福祉用具貸与の価格については、同一製品であっても平均的な月額と比べて、非常に高額な請求が行われているケース（いわゆる「外れ値」）があることが指摘されている。
- 「外れ値」への対応として、平成21年8月に国保連合会介護給付適正化システムを改修し、介護給付費通知書に福祉用具貸与価格分布状況を掲載して発出できるようにしたところであり、製品毎の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、同一製品の貸与価格幅等の通知が保険者（市町村）において可能となっている。

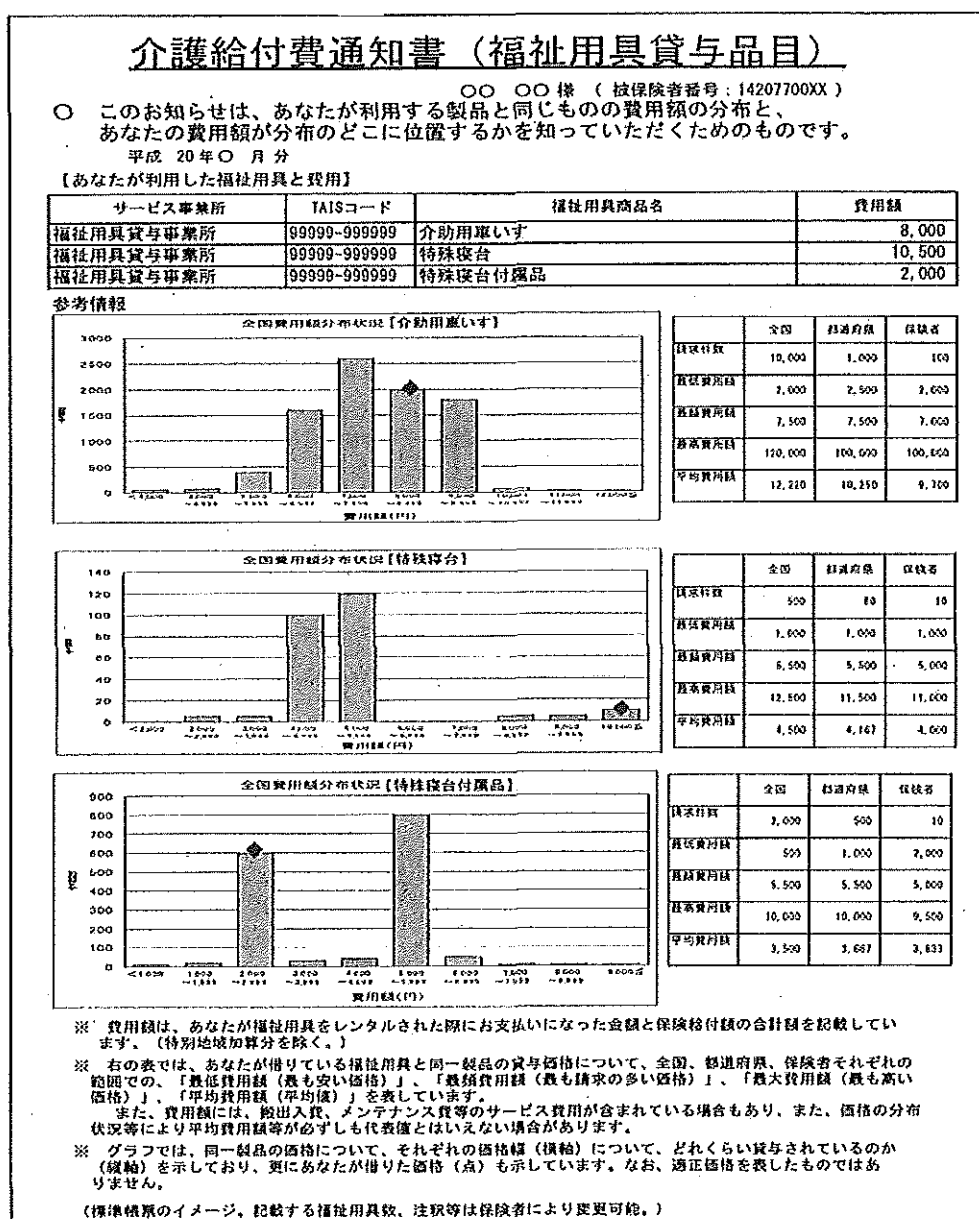


図17 介護給付費通知書のモデル

- 福祉用具貸与価格に関する項目を含む介護給付費通知書は、平成22年度中において516の保険者（市町村）において発出されており、一部の自治体からは貸与価格の低下など一定の効果があることが報告されている。

※横浜市の例：平成22年6月利用分で、神奈川県平均の2倍以上の貸与価格となっていたものについて、平成22年8月に利用者あてに233通の通知を送付した。送付後、平成22年9月利用分までに確認できた結果として、「貸与価格に変化がなかったもの」が153件、「貸与価格に変化があったもの」が87件であった。変化があった87件のうち、まとめた請求をわけて、正しい請求内容に修正したものが40件、貸与取り扱い品の価格を下げたものが11件であった。

- また、介護給付費通知書と併せて、当該システムの導入により把握される保険者の管内で貸与された製品に関して、製品毎の貸与価格情報（最頻値、平均値、最高値、最低値）について、市のホームページを通じた情報提供を行っている自治体の例がある。

表2 自治体ホームページにおける公表例

【世田谷区の例（抜粋）】

品目コード	商品名	希望小売価格	全国		東京都		世田谷区	
			最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位
00***-000***	介助式車いす	¥63,000	¥300	¥1,000	¥500	¥800	¥250	¥500
00***-000***	アルミ製自走型モジュール車いす	¥125,000	¥600	¥1,400	¥600	¥1,120	¥500	¥1,120
00***-000***								
00***-000***								

【前橋市の例（抜粋）】

サービス	品目コード	品目名	最低月額	最高月額	平均月額
スロープ	00***-000***	携帯用スロープ	4,000円	9,000円	7,268円
移動用リフト	00***-000***	起立・着座補助機能いす	8,000円	16,000円	9,750円
車いす	00***-000***	アルミ自走用車いす	2,900円	11,000円	5,619円
手すり	00***-000***	サイドバー	2,000円	5,000円	2,856円
床ずれ防止用具	00***-000***	エアマット	7,980円	12,000円	9,101円
特殊寝台	00***-000***	電動ベッド	6,000円	11,000円	8,563円
歩行補助つえ	00***-000***	四点つえ	900円	1,500円	1,150円

- 保険者（市町村）は、引き続き福祉用具の価格の実態についての公表・情報提供を促進するとともに、こうした情報を利用者やケアマネジャーが活用できるようにすることが重要である。
- なお、その際、介護報酬の請求に際して記載する商品コードの統一化を検討するなど、保険給付の明確性、透明性を一層推進することとしてはどうか。
- また、今般の介護保険制度の改正案では、情報公表制度において、都道府県が介護サービスの質に関する情報を公表するよう配慮する旨の規定が設けられているところであり、こうした仕組みを活用することも有効なのではないか。
- 今後、保険者（市町村）による介護給付費通知書等の取り組みをさらに推進するとともに、当該介護給付費通知書に対する利用者の反応や介護支援専門員等の意識や行動の変化、福祉用具貸与事業者における対応の変化、福祉用具貸与価格への影響等をさらに検証していく必要がある。

論点2：比較的安価な福祉用具の取り扱いについて

- 価格が比較的安価で、軽度者の利用が多く、結果的に長期間の利用となる福祉用具種目については、必要以上の給付が長期にわたって費やされるおそれがあり、貸与という給付方式に馴染まないのではないかという指摘がある。歩行補助つえのように貸与費が一定期間を超えるとその製品の平均小売価格を超えてしまうことは問題であるとの指摘もある。価格が比較的安くメンテナンスの必要性が低いと考えられている歩行補助つえ、歩行器、手すり、スロープがその例示として挙げられている。
- こうした種目（歩行補助つえ、歩行器、手すり、スロープ）については、次のような理由から「貸与から販売への移行」、または「貸与と購入の選択制」を導入してはどうかという意見がある。
 - ・ 価格が比較的安くメンテナンスの必要性が低い貸与種目については、必要以上の給付が長期間にわたって費やされているケースがあるのではないか。
 - ・ 貸与の際の手間やコストは商品価格の高低にかかわらずほぼ同じ。貸与種目のうち、価格の安い商品で本人の所有物になっても問題ないものは販売としてもよいのではないか。
 - ・ 福祉用具の導入は初回選定が重要であり、適切に選定相談が行われていれば、利用者責任で使用するということとしてもよいのではないか。
 - ・ 利用者の利便性や給付費の効率化・重点化の視点からみて、軽度者が使っているもので、比較的安価なものは販売とした方がよいのではないか。
- 一方、仮に販売制度を導入するとした場合、次のような問題点があると指摘する意見がある。
 - ・ 試用期間、適切な選定、メンテナンス、何かあった時の対応が行える体制な

ど、PDCAサイクルを担保することができなくなる。

- ・ 製品の経年劣化や、利用者による不注意な使用、保守点検の不備等による事故が発生すると問題。貸与制度は貸与事業者が保守点検、製品の安全性について責任を持って実施する仕組みになっているが、販売にはそのような仕組みがない。
 - ・ 仮に販売制を導入するとしても、責任の所在の明確化や、利用者や事業者の状況を踏まえた対応が必要である。
- 福祉用具の各種目について、メンテナンスの実施頻度に関する実態調査の結果を踏まえると、貸与種目内において特段の格差は見られず、歩行補助つえ等においても概ね6月に1回のメンテナンスが実施されている。一方、貸与種目と販売種目のメンテナンスの頻度を比較すると貸与種目の方が頻度が高いという結果がみられた。(9~10ページ、図9、図10参照)
- なお、「歩行補助つえ、歩行器、手すり、スロープ」について、介護給付費実態調査結果によると、平均貸与期間が平均的な償却期間を超えているのは「歩行補助つえ」のみとなっている。

表3 福祉用具種目別の価格状況

種目	平均小売価格 (a)	平均費用額 (b)	償却期間 (c)=(a)/(b)	償却期間を超える利用者の割合	平均継続利用期間 (d)	残存期間 (e)=(c)-(d)
車いす	186,425	6,957	26.8ヶ月	19.7%	11.7ヶ月	15.1ヶ月
車いす付属品	25,004	1,876	13.3ヶ月	19.7%	11.7ヶ月	1.6ヶ月
特殊寝台	328,664	9,428	34.9ヶ月	21.6%	13.9ヶ月	21.0ヶ月
特殊寝台付属品	38,754	1,403	27.6ヶ月	21.6%	13.9ヶ月	13.7ヶ月
床ずれ防止用具	106,626	6,550	16.3ヶ月	26.6%	9.0ヶ月	7.3ヶ月
体位変換器	44,871	2,948	15.2ヶ月	-	13.1ヶ月	2.1ヶ月
手すり	52,979	2,841	18.6ヶ月	32.5%	13.4ヶ月	5.2ヶ月
スロープ	68,066	6,242	10.9ヶ月	37.1%	10.8ヶ月	0.1ヶ月
歩行器	38,750	2,946	13.2ヶ月	37.1%	10.3ヶ月	2.9ヶ月
歩行補助つえ	9,574	1,128	8.5ヶ月	47.2%	12.0ヶ月	-3.5ヶ月
認知症老人徘徊感知機器	92,672	7,148	13.0ヶ月	-	6.8ヶ月	6.2ヶ月
移動用リフト	436,008	15,168	28.7ヶ月	16.7%	11.3ヶ月	17.4ヶ月

※「平均値」: TAISに登録された希望小売価格の単純平均

「平均費用額」: 福祉用具貸与単位数÷件数(介護給付費実態調査平成22年3月)

- 以上のような状況を踏まえると、事業者と利用者とは定期的に関与する貸与という介護保険における福祉用具の基本的な仕組みをあえて変更し、販売の仕組みを導入することについては、慎重に対応することが必要ではないかと考える。
- 「貸与から販売に移行」または「貸与か販売の選択制導入」との議論については、利用実態、モニタリング・メンテナンス等のサービスの仕組み、また安全性の担保等について、さらなる調査を行った上で検討することが必要なのではないか。

論点3：専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について

- 福祉用具の利用期間をみると、概ね1年以内が大半であり、全体的な傾向としては、利用者の状態像の変化に応じて適時適切なものが提供されているものと考えられるが、その一方、同じ福祉用具を長期間使用し続けるケースも存在する。

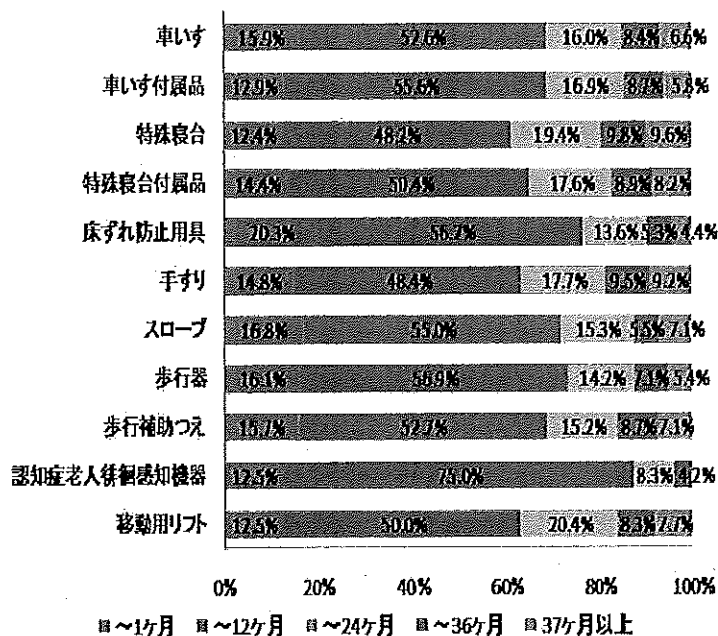


図18 同一の福祉用具を利用する期間

- 福祉用具については、導入時にきちんとしたアセスメントを行うとともに利用者の状態像を考慮したマネジメントを適切に行う必要がある。
- しかしながら、福祉用具については、他の介護保険給付サービスと異なり、個別サービス計画が位置付けられておらず、個々の利用者の状態像や生活環境に応じた福祉用具の選定の考え方等を客観的に評価し、関係者間で共有するとともに、継続的にモニタリングを行う仕組みが不足しているのではないかと指摘がある。
- また、福祉用具は、利用者の住環境や心身の状態等に関する専門的見地を踏まえて選定し、利用者の自立促進、介護負担の軽減等に適切に資するようにすることが重要であり、専門職の役割を明確化するなど、適切なアセスメント・マネジメントの仕組みについて検討する必要がある。

ア. 個別援助計画の位置付け

- 訪問介護等の居宅サービスにおいては、要介護者一人ひとりの心身の状況に応じて適切なサービスを提供するとともに、提供するサービスの質の評価を行うこと等によって常にサービスを受ける者の立場に立ってサービスを提供することが重要である。

- 訪問介護等の居宅サービスの提供に当たっては、ケアプランを踏まえて、個別サービス計画の作成が行われるが、福祉用具貸与においては、個別援助計画（個別サービス計画）の作成が義務付けられていない。
- 福祉用具貸与における個別援助計画の導入については、次のような効果があると指摘されている。
 - ・ 利用者の状態を記録として残すことで、担当者や介護支援専門員、利用者、家族間の情報共有や共通理解につなげることができる。
 - ・ 福祉用具選定の理由を明確にすることで、利用者の状態像の変化に応じたモニタリングや機種変更がスムーズに行える。
 - ・ 福祉用具を利用する上での留意事項について幅広く共有でき、事故防止につながるほか、リスクマネジメントに役立てることができる。
 - ・ 情報収集などで利用者の状態像を把握し文書化することで、福祉用具専門相談員のスキルアップにつなげることができる。
- 福祉用具専門相談員が福祉用具の選定理由等についての的確に整理し、関係者間で情報共有をするためのツールとして、個別援助計画の作成を指定基準において明確に位置付けることが適当である。

イ. 専門職（医師、看護職員、作業療法士、理学療法士等）との連携

- 福祉用具の種類を選定は、利用者の住環境や心身の状態を踏まえ、専門性に基づいた判断が必要である。
- そこで、介護支援専門員がケアプランを作成する際に、福祉用具に関する専門性に基づく選定ができるよう、医師、看護職員、作業療法士、理学療法士等が支援する仕組みを導入してはどうか。
- 加えて、福祉用具導入時のアセスメントの際に、福祉用具プランナーやリハビリテーション・エンジニアの活用を検討してはどうか。

ウ. サービス担当者会議の充実

- 福祉用具の適合判断に際し、ケアマネジメントの目的・目標についてサービス担当者会議を通じて確認する貸与事業所は、1割に満たないという状況にある。

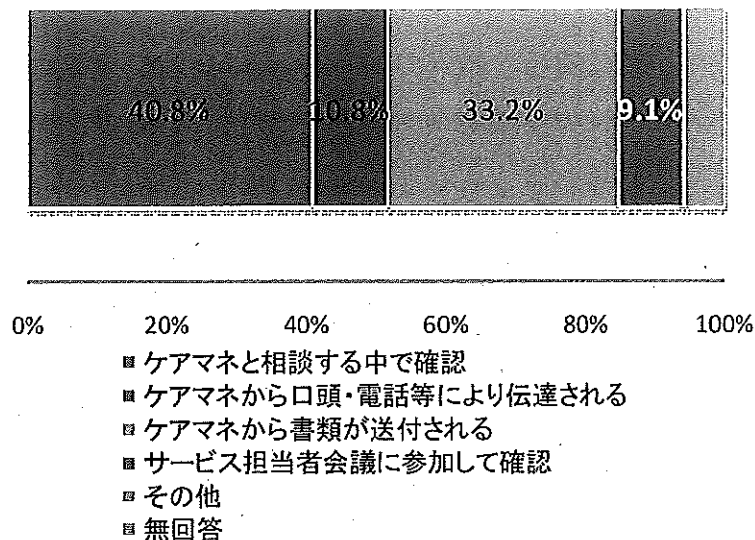


図19 ケアマネジメントの目的・目標の確認方法

(サービスの質の確保のための福祉用具事業者サービス提供ガイドライン検討調査 平成19年 日本福祉用具供給協会)

- このため、福祉用具導入時のサービス担当者会議への専門職（訪問リハビリテーションや通所リハビリテーション事業者）や福祉用具専門相談員、介護実習・普及センターの相談員等）の出席や意見書の提出を促進することとしてはどうか。

エ. 福祉用具専門相談員の質の向上

- 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況や環境を踏まえ適切な福祉用具を提供するため、福祉用具選定の援助、取り付け、調整等を実施する役割を担っており、貸与事業所に常勤換算で2名以上の配置を義務付けている。
- 個別援助計画の作成を指定基準に明確に位置付けることと併せて、福祉用具専門相談員研修の研修カリキュラムの見直しを図ることとしてはどうか。

オ. 介護支援専門員の研修カリキュラムの見直し

- 福祉用具の選定に当たり、介護支援専門員が中心的な役割を担っていることを踏まえ、今後介護支援専門員養成課程の見直しが行われる機会に併せて、実務研修へのカリキュラム追加や現任研修（専門課程）における福祉用具関連講習を必修化してはどうか。

5. 結語

- 本検討会では、福祉用具におけるサービスの価格、保険給付の方法、サービスの質の向上に関する事項を中心に議論を進めた。
- 福祉用具の価格、とりわけ、いわゆる「外れ値」の問題については、介護給付費通

知書で一定の進展が見られたが、さらなる価格適正化のための情報提供とその活用の努力が必要である。

- 比較的安価な福祉用具の貸与と販売のあり方については、引き続き調査・検討を継続していく必要がある。
- 専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進については、個別援助計画の実施状況も踏まえて効果の検証を行いつつ、専門職の関与の具体的な方法や介護報酬のあり方についても継続して検討する必要がある。
- 介護保険制度が創設されて以来、福祉用具の利用件数は年々増加しており、福祉用具が身近なものになったといえる。今後も福祉用具が利用者の自立支援を促進し、効果的・効率的に提供されていくためには、価格の動向、サービスの質、福祉用具の効果等について、さらに調査分析を継続していくことが重要である。

福祉用具利用後の状況確認（モニタリング）
から見える、製品使用の不具合に関する調査研究

—介護ベッドを事例として—
（抜粋）

平成 23 年 3 月

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

はじめに

本報告書は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成事業の助成を受けて、「福祉用具利用後の状況確認(モニタリング)から見える、製品使用の不具合に関する調査研究—介護ベッドを事例として—」の成果をとりまとめたものです。

2007年の改正消費生活用製品安全法の施行に伴い、重大な製品事故の公表が行われるようになり、公表対象となっている福祉用具による事故も、社会的に注目を集めるようになりました。特に福祉用具を利用される方の多くは、一般の消費者とは異なり、心身機能の低下などにより、製品(福祉用具)の使用に際して特別な支援を要する消費者といえます。このような点を踏まえて、福祉用具の適切な利用環境を整備していくことが、福祉用具供給サービスの課題といえるでしょう。

本会では、この課題解決の一つの手段として、2009年には、福祉用具の計画的なサービス提供のためのツールとして「福祉用具個別援助計画書」を開発。次いで2010年には、この計画に基づいて利用者宅を訪問し、利用状況を確認し、適切な利用に結びつけるツールとして「モニタリングシート」を開発しました。さらに本会では、福祉用具専門相談員がこれらのツールを十分に活用して、福祉用具の利用者を支援していくことが不可欠と考え、その普及に努めています。

本調査研究では、本会会員にこのモニタリングシート等を実際にも使用してもらい、その使用結果をアンケート調査で把握。当該モニタリングシート等の改良に活かすとともに、同調査の過程で把握する福祉用具の不具合、誤使用等の実態を分析して、モニタリングと事故・ヒヤリハットに関する実態を明らかにし、併せて福祉用具専門相談員のための訪問確認マニュアル、福祉用具製造事業者への提言にまとめました。

最後に本調査研究にご協力頂いた関係各位に感謝申し上げますと共に、本報告書が、ご利用者にとって安全、安心な福祉用具の製造や使用、自立を支援する適切な福祉用具のサービス環境の整備につながることを期待しています。

平成23年3月

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

I 調査研究の概要

(1) 調査研究の目的

本調査研究の目的はベッド・付属品の導入後のモニタリングの過程において、福祉用具の使い勝手や、誤使用などの実態を調査することにある。福祉用具専門相談員へのアンケートとモニタリング(訪問確認)による調査を通じて、事故・ヒヤリハット、使い勝手や誤使用などの実態を明らかにするために行うものである。

また、その結果を踏まえて、①福祉用具個別援助計画書及びモニタリングシートの改良、②製造事業者に対する提言、③福祉用具専門相談員のための訪問確認マニュアルの作成を行うものである。

調査は全国福祉用具専門相談員協会会員へのアンケート調査と、補足調査としてモニタリングの際に具体的なベッドの不具合事例を発見した会員には、別途事例概要を記したアンケート調査とモニタリングシートの回収をするとともに、さらに協力を得られたものに対してヒアリングを実施し、その具体的な事例報告を検討することとした。

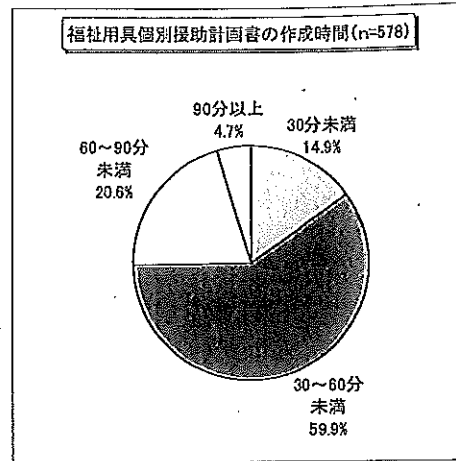
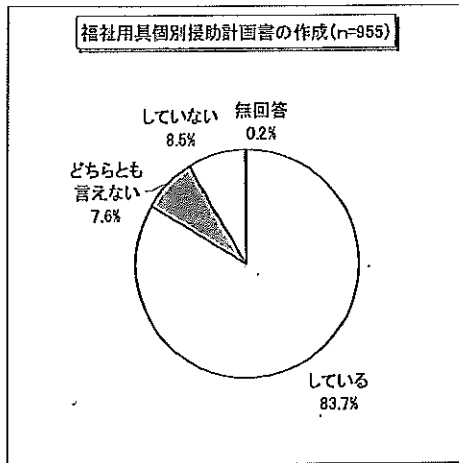
本研究の概要は以下の通りである。

(2) 福祉用具専門相談員に対するアンケート調査の実施結果

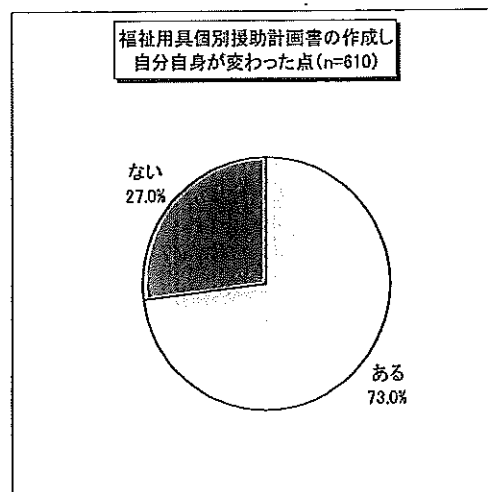
調査票はA票とB票に分かれる。A票は全国福祉用具専門相談員協会会員 1,438 名全員に対して平成 22 年7月に実施した(有効回答数 955、有効回収率 66.4%)。福祉用具個別援助計画書作成、モニタリング実施の有無、使い勝手などとともに福祉用具個別援助計画書作成後による意識についてを尋ねた。回答者の属性は、男性が7割、女性が3割である。福祉用具専門相談員としての経験年数は、「5年以上～10年未満」が半数近くを占め、もっとも多い。担当する利用者数は「50人未満」が約3割でもっとも多い。福祉用具専門相談員以外の資格では「福祉住環境コーディネーター2級」が7割近くを占め、もっとも多い。

①福祉用具個別援助計画書の作成と変化

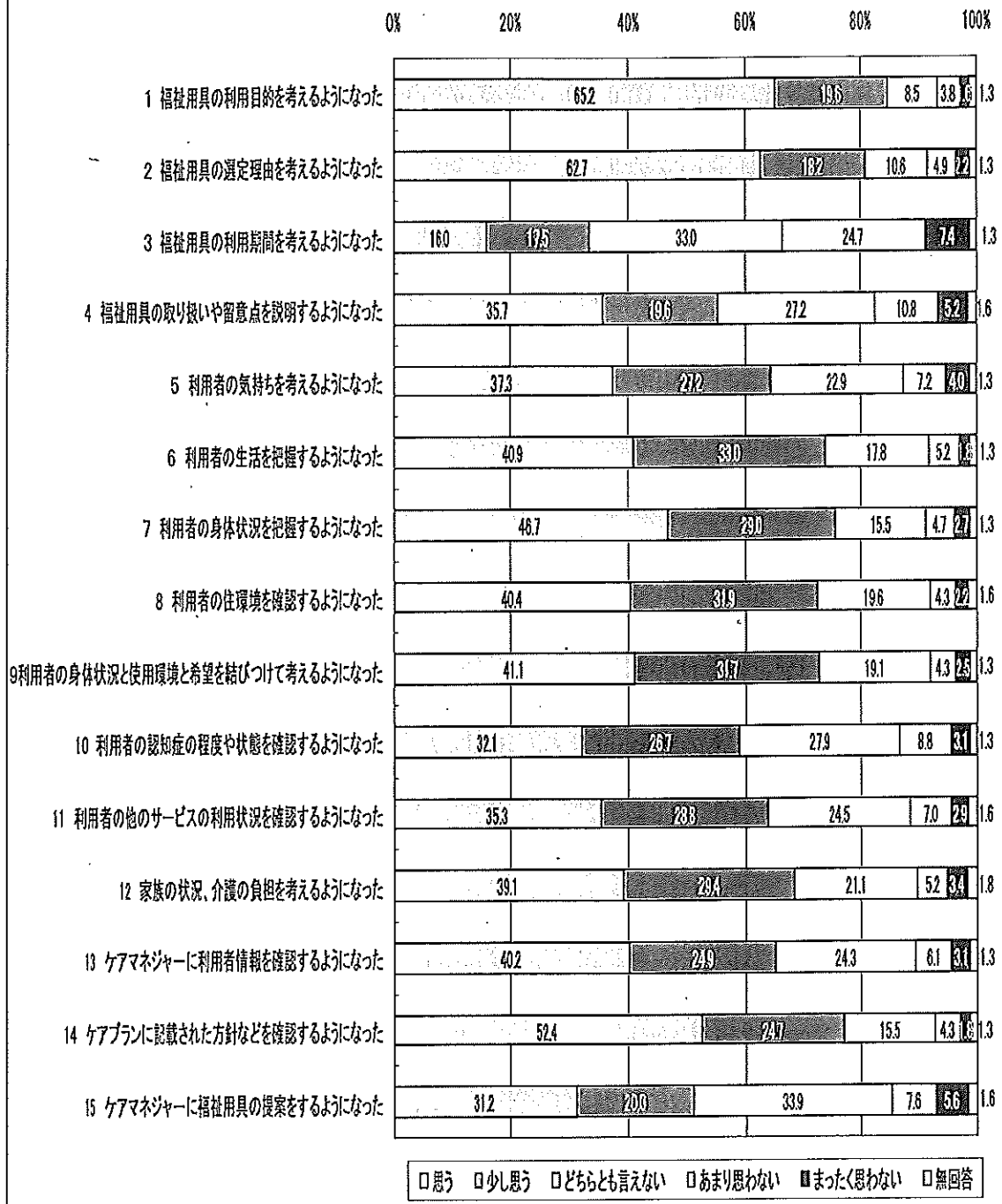
福祉用具個別援助計画書を「作成している」人は 799 人と回答者の8割以上を占めている。次に全国福祉用具専門相談員協会が開発した福祉用具個別援助計画書の使い勝手を尋ねると、「どちらとも言えない」が7割近くを占めており、これは福祉用具個別援助計画書を開発して1年あまりであるため、普及啓発が十分でないものと推察される。また、その作成に要する時間では「30～60分未満」が約6割でもっとも多かった。



さらに「作成している」人の中で、作成したことでの「自分自身の変化」の有無を確認すると、7割以上が「ある」と変化がみられた。その変化のあった項目は「1 福祉用具の利用目的を考えるようになった」、「2 福祉用具の選定理由を考えるようになった」が 8 割以上を占め(「思う」、「少し思う」を含む)、「14 ケアプランに記載された方針などを確認するようになった」も上位を占めているが、その他の項目についても「確認」や「考えるようになった」と回答するものが多く、福祉用具専門相談員にとって多くの気づきを得られたという結果が明らかになっている。

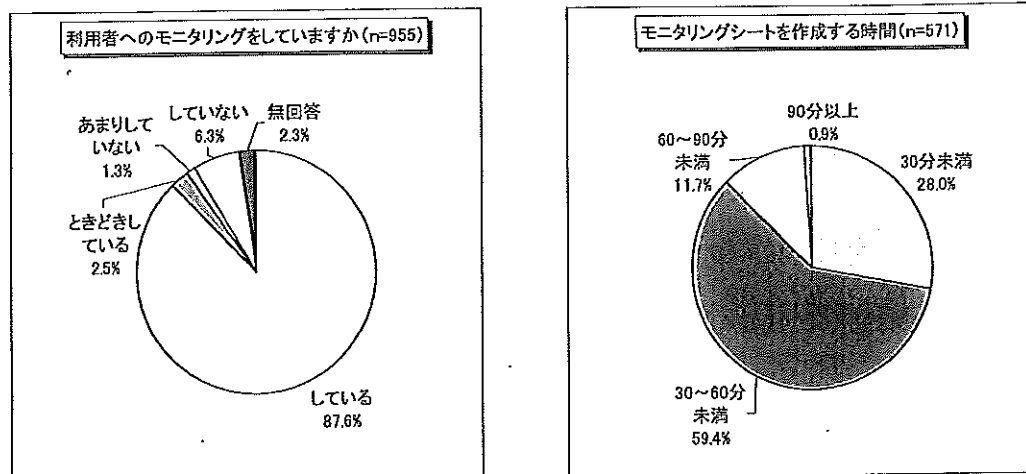


福祉用具個別援助計画書を作成してあなた自身が変わった点(n=445)

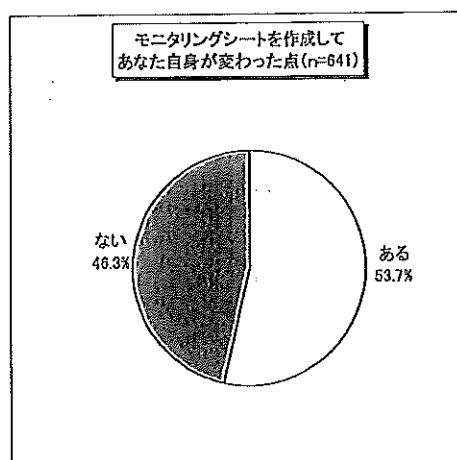


利用者へのモニタリング(状況確認)の実施状況を見ると、「している」が9割近くを占めていた。なおモニタリングを「していない」理由では、「これから始める」、「まだ所内で義務続けられていないから」などがあがった。

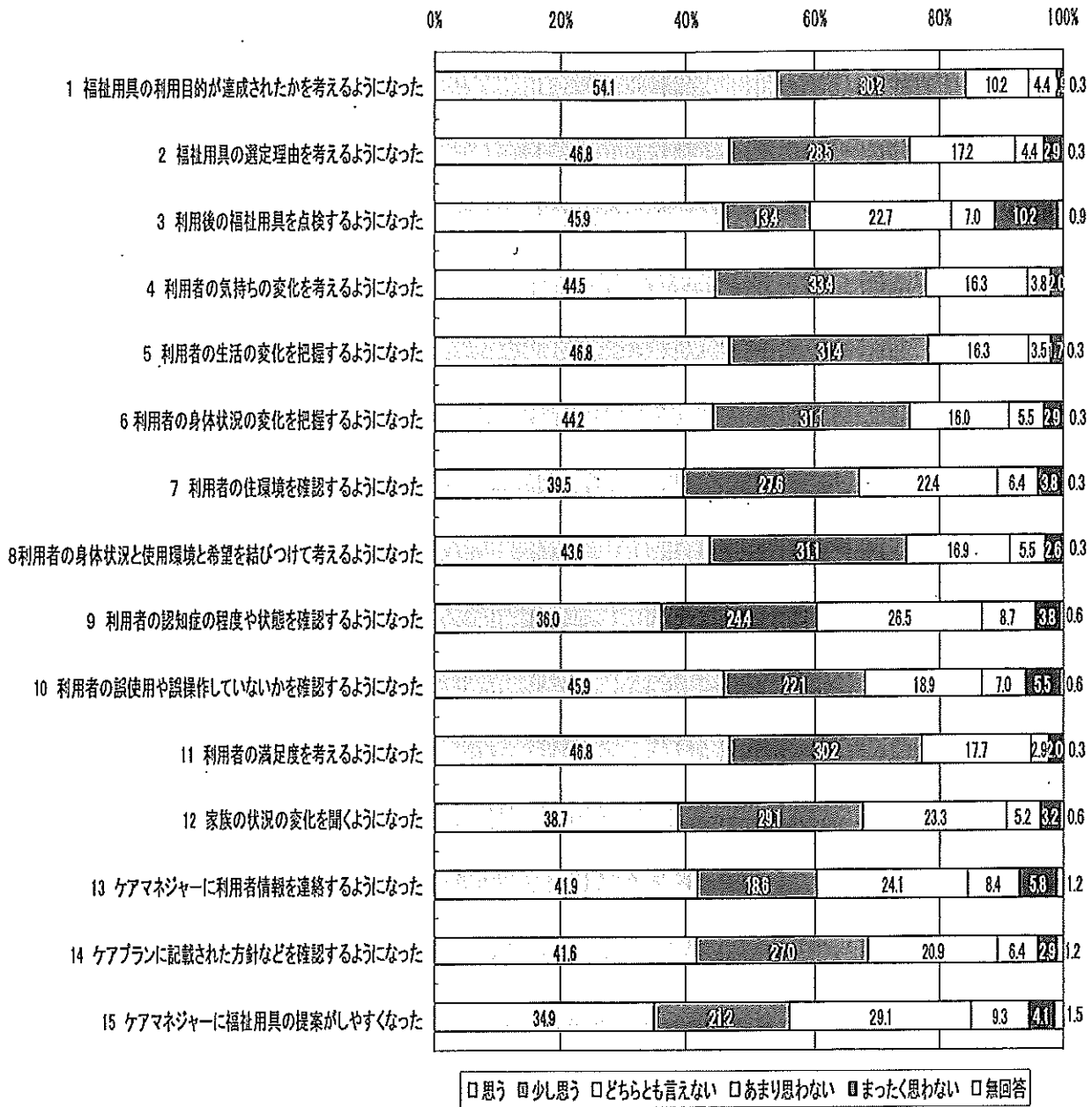
次にふくせんモニタリングシートの使い勝手を尋ねると「どちらとも言えない」が7割以上を占めている。このシートは平成22年3月に開発し、発表後3か月の調査であるため、認知度が十分でないものと推察される。作成していると回答した中では、作成に要する時間では「30～60分未満」が約6割でもっとも多かった。



さらにふくせんモニタリングシートを作成している人の中で「自分自身が変わったか」と変化の有無を尋ねると、5割以上が「ある」と変化がみられた。その変化のあった主な項目は「1 福祉用具の目的が達成されているか考えるようになった」、「4 利用者の気持ちの変化を考えるようになった」、「5 利用者の生活の変化を考えるようになった」、「11 利用者の満足度を考えるようになった」が上位を占めている。その他の項目についても、利用者の確認や把握をするようになったという結果が得られている。



モニタリングシートを作成してあなた自身が変わった点(n=344)



福祉用具専門相談員としての経験年数と意識の変化のあった項目のクロス集計では、多くの項目で経験年数とのあいだで有意が確認され、福祉用具専門相談員にとって、経験年数が大きな要素であることが確認できた。

また、この結果から今後、経験年数の浅い者に対してどのような教育・研修等を実施していくかも検討課題と考えられる。

福祉用具個別援助計画書を作成して自分自身が変化した項目

経験年数	福祉用具専門相談員としての 問20	問7-14 ケアプランに記載された方針などを確認するようになった					合計
		まったく思わない	あまり思わない	どちらとも言えない	少し思う	思う	
1年未満		2	4	8	6	14	34
		5.9%	11.8%	23.5%	17.6%	41.2%	100.0%
1年以上3年未満		1	6	9	18	16	50
		2.0%	12.0%	18.0%	36.0%	32.0%	100.0%
3年以上5年未満		0	1	7	14	35	57
		.0%	1.8%	12.3%	24.6%	61.4%	100.0%
5年以上10年未満		2	7	34	63	118	224
		.9%	3.1%	15.2%	28.1%	52.7%	100.0%
10年以上		2	1	9	9	50	71
		2.8%	1.4%	12.7%	12.7%	70.4%	100.0%
合計		7	19	67	110	233	436
		1.6%	4.4%	15.4%	25.2%	53.4%	100.0%

モニタリングシートを作成して自分自身が変化した項目

経験年数	福祉用具専門相談員としての 問20	問12-2-9 利用者の認知症の程度や状態を確認するようになった					合計
		まったく思わない	あまり思わない	どちらとも言えない	少し思う	思う	
1年未満		0	6	7	7	10	30
		.0%	20.0%	23.3%	23.3%	33.3%	100.0%
1年以上3年未満		5	7	9	9	7	37
		13.5%	18.9%	24.3%	24.3%	18.9%	100.0%
3年以上5年未満		0	4	18	10	15	47
		.0%	8.5%	38.3%	21.3%	31.9%	100.0%
5年以上10年未満		7	12	46	50	61	176
		4.0%	6.8%	26.1%	28.4%	34.7%	100.0%
10年以上		1	1	10	8	31	51
		2.0%	2.0%	19.6%	15.7%	60.8%	100.0%
合計		13	30	90	84	124	341
		3.8%	8.8%	26.4%	24.6%	36.4%	100.0%

②ベッド・付属品の事故・ヒヤリハット

ベッドや付属品に利用に関してこれまでに事故やヒヤリハットを経験している福祉用具専門相談員は約3割であった。その割合は、事故とヒヤリハットでは15:85とヒヤリハットがほとんどを占めているという。「モニタリングを実施している」という回答が9割を占めていることから、モニタリング時にヒヤリハットが発見され事故に繋がる事象を未然に防いでいるとも推察される。福祉用具の種別では、サイドレールや介助バーに関するものが多く報告されている。

そのヒヤリハット時の対応は「ケアマネジャーに報告・相談した」が8割近くと、もっとも多くを占めている。

その他、ベッドや付属品の取り扱い説明書に関して、メーカーへ要望することの内容をみると、「わかりやすくして欲しい」、「利用者向けと事業者向けを分けて欲しい」、「故障や不具合の対応のマニュアルも入れて欲しい」などが上位を占めている。

また、ベッドや付属品の事故に関して、メーカーに要望することでは、「事故情報を出して欲しい」が8割近く、「ヒヤリハット情報を出して欲しい」も7割を越えて、この二つが上位を占めている。

(3) ベッド・付属品不具合に関する実態の把握、分析

モニタリング時に不具合があったと回答したものに対して、不具合に関して補足調査(B票)と福祉用具専門相談員自身が記入したモニタリングシートを回収したところ、37件の報告が得られた。

不具合の内容を尋ねると、「使用上の問題」が5割近くでもっとも多く、次いで「使いにくさの問題」、「使用中に困った問題」の順で多くなっている。

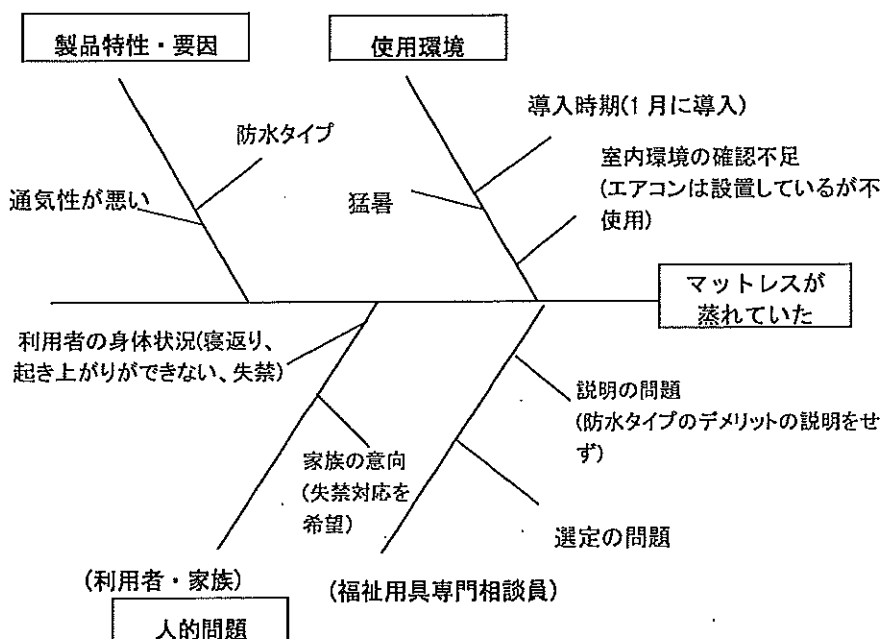
さらに詳細を聞くためこのうち協力を得られた13件にヒアリングを実施した。13件の福祉用具別では、ベッド本体に係わるものが5件、オーバートーブル、サイドレールが各2件、介助バー、手元スイッチ、マットレス、敷布団が各1件である。これらの不具合の発生要因を「製品」、「使用環境」、「人的問題」に分けてフィッシュボーンにて示した。人的要因はさらに福祉用具専門相談員と利用者・家族に分けて示した。福祉用具専門相談員の要因とは、そもそも選定が妥当だったのかという選定の問題、利用者・家族への説明の不足、導入後の確認の不足ということがあがった。また利用者・家族が不具合であることを認識していないというものも見られ、福祉用具専門相談員が訪問することで初めて発見できたものがあり、このことはモニタリングによる成果であったといえる。

また、不具合のあった内容に対する具体的な対応をみると、「ケアマネジャーに連絡した」、「使用方法を再度説明した」、「ケアマネジャー・利用者へ福祉用具の変更を提案した」の順で多くなっている。

事例7 マットレスにみる不具合要因

事例	初回訪問時に、防水タイプのマットレスが汗で蒸れるとの訴えが、家族からあった。覆っていたシーツが濡れていた。マットレスは今年冬に導入したもので、選定時は、蒸れについて思い至らなかった。
福祉用具専門相談員から見た利用者の変化 (注)	身体、生活、気持ちや家族状況に変化はなかった。
結果	マットレスを交換した。

(注)「専門相談員から見た利用者の変化」は、「ふくせんモニタリングシート」の項目を転記。



(4) 福祉用具専門相談員のための訪問確認マニュアル

アンケートとヒアリングから得られた不具合の事例を「人的要因」、「使用環境」、「製品不具合」、「混在」に分類し、福祉用具専門相談員が今後の業務にいかせるように表とチャートにまとめた。

そのほか現場での実践に役立つように、今回得られた不具合事例を基にモニタリングシートの記入例を福祉用具専門相談員のワンポイントアドバイスとともに示した。

(5) 福祉用具製造事業者への提言

アンケート調査及び不具合事例のヒアリング調査等から得られた意見や要望をまとめ、福祉用具の安全な利用の推進に向け、福祉用具製造事業者へ提言を以下の項目にまとめた。

【製品開発での連携について】

①福祉用具専門相談員からの意見収集の仕組みが必要である。

【事故・ヒヤリハット情報の公開と注意喚起について】

- ①事故・ヒヤリハット等の安全に係る情報については迅速に公開する。
- ②安全な使用方法や注意喚起の啓発活動を強化する。

【取扱説明書について】

- ①要介護者等が理解しやすい取扱説明書にする。
- ②貸与事業者向けの取扱説明書を別途作成する。

【その他】

- ①特殊寝台及び付属品に係る具体的な改善事項

(6) 調査研究の成果

このように、今回の調査研究で得られた成果をあげると、次のようになる。

- ①福祉用具専門相談員が定期的にモニタリング(訪問確認)を実施することにより不具合を早期に発見することができた。このことは事故やヒヤリハットを未然に防ぐことにつながると考える。
- ②福祉用具個別援助計画書及びモニタリングシートを作成することにより、福祉用具専門相談員に意識の変化が生じ、福祉用具の選定理由や利用目的を考えるようになっている。また利用者の生活、ケアプランの確認など、福祉用具の適切な利用にとって、多くの気づきが得られていることが確認できた。このことは福祉用具の適切な利用に大きく貢献するものと確信する。
- ③今回の調査をいかして、福祉用具個別援助計画及びモニタリングシートの改良を行うことができた。あわせて、さらに普及啓発を進めることが当協会の役割として明確になったと考える。
- ④福祉用具個別援助計画書とモニタリングシート作成による意識の変化では、経験年数が大きな要素であることを確認したが、今後、福祉用具専門相談員の資質の向上を図る上で、どのような教育・研修を体系づけていくかは次年度以降の当協会の検討課題でもある。

(2) 研究開発プロジェクトメンバー

氏名	所属	担当分野
白澤 政和	大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授	統括
東畠 弘子	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会理事/ 福祉ジャーナリスト (医療福祉経営学博士)	副統括・調査
渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター医療部理学・作業療法課 (作業療法士、元厚生労働省福祉用具・住宅改修指導官)	専門助言(提言)
加島 守	高齢者生活福祉研究所(理学療法士)	専門助言(マニュアル)
岩元 文雄	株式会社 カクイックス ウイング	専門助言
西野 雅信	千葉県福祉ふれあいプラザ・介護実習センター	専門助言
肥後 一也	株式会社 カクイックス ウイング	調査(ワンポイントアドバイス)
野村 幸司	株式会社 ヤマシタコーポレーション	調査(ワンポイントアドバイス)
今井 久人	株式会社 マチュールライフ研究所(オブザーバー)	調査、まとめ

本調査研究は、独立行政法人福祉医療機構の平成 22 年度社会福祉振興助成事業の採択を受けて実施したものです。

福祉用具利用後の状況確認(モニタリング)から見える、
製品使用の不具合に関する調査研究
—介護ベッドを事例として—

発行 平成 23 年3月

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20 高輪 OSビル9階

tel:03-3443-0011 fax:03-3443-8800

ホームページ <http://www.zfssk.com/>

※本報告書を引用する際には、出典を明らかにし、転載された刊行物、公表資料を当協会までお送りください。

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

一般社団法人 全国福祉用具専門

理事長



福祉用具における保険給付の在り方に関する要望

福祉用具専門相談員は、平成12年の介護保険制度の創設とともに誕生した新しい専門職です。

介護保険における福祉用具は、ご利用者の自立支援、介護者の負担軽減を目的に給付されますが、この目的を達成するためには、ケアプランに基づき、その方のニーズや状況に応じて最適な福祉用具が選定され、適切な利用を支援していく必要があります。この役割を担っている専門職が、福祉用具専門相談員です。本会は、平成19年にこの福祉用具専門相談員の技能の向上と、社会的な地位の確保を目的に設立された職能団体です。現在、この目的達成のため様々な活動を展開しています。

介護や支援が必要な高齢者は、心身の状態変化に応じて、適宜、適切な福祉用具が提供されるよう、介護保険では「貸与」が原則的な給付方式となっています。

本会では、優れた機能を有する福祉用具を、必要とする高齢者に対して、必要な期間だけ提供し、資源の有効活用の視点から再利用を可能とする、我が国の福祉用具貸与制度をすばらしい社会システムであると考えています。そして、この貸与制度が効果的、かつ効率的に機能するためには、サービスの提供を担う福祉用具専門相談員の役割が重要である事は言うまでもありません。

今後とも、製造事業者は技術革新を進め、優れた機能を有する様々な福祉用具を開発していくでしょう。そして、私たち福祉用具専門相談員は、その福祉用具の利用支援を通じて、個々のご利用者の自立に積極的に貢献していきたいと考えています。団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、現在、政府をはじめ関係者の皆様は、制度の持続可能性を高めつつ、介護保険の充実、強化を図るための検討を進めています。

本会では、福祉用具や、福祉用具専門相談員の役割を十分ご理解頂き、福祉用具貸与制度の優れた点を更に発展させ、高齢者の福祉の増進に資するよう、制度見直し、並びに平成23年度予算案等に関して以下の事項を要望いたします。

(1) 福祉用具個別援助計画書の作成義務化について

介護保険で提供される介護給付サービスには、個別の利用計画が規定されていますが、福祉用具貸与は例外です。しかし、福祉用具貸与もケアプランに沿って提供される介護給付であることから、計画的なサービス提供を担保する仕組みとして、福祉用具の利用計画書の作成は不可欠であると考えます。本会は、一昨年「福祉用具個別援助計画書・

標準様式」を開発し、その普及・啓発に努め、現在、多くの関係者が作成に取り組んでいます。昨年2月のパブリックコメント(注1)における政府の対応方針では、福祉用具個別援助計画書作成の意見に対して「実施に向けて検討する事項」と位置づけでありますが、福祉用具貸与のサービスの質の向上のためにも、指定居宅サービスに係る基準等(注2)に位置づけるなど、福祉用具個別援助計画書の作成の義務化を要望いたします。

注1)介護保険制度に係る書類・事務負担の見直しに関するアンケート(平成22年2~3月厚生労働省実施)

注2)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)

(2) 定期訪問による利用状況の確認の義務化について

福祉用具利用中の事故が増加していますが、この防止のためにも、定期的な訪問による利用状況の確認と、正しい使用方法の指導が必要と考えています。本会では、本年度「モニタリングシート」を開発し、その普及・啓発に努めていますが、現在モニタリングの義務付けはありません。利用者の生活目標の実現と、安全を担保する継続的なサービスの提供のためにも、義務付けを求めるものです。最低6ヶ月に一度程度の訪問による利用状況の確認を指定居宅サービスに係る基準等に位置づけることを要望します。

(3) 質の高い福祉用具個別援助計画書等を効率的に作成できる環境整備について

前記(1)の「福祉用具個別援助計画書」や、(2)の「モニタリングシート」の作成は、ご利用者の自立支援、安全な利用環境の整備に役立ちますが、同時に事業者や、福祉用具専門相談員にとっては一定の負担が伴います。福祉用具専門相談員がご利用者の実態に応じて、効率的に、質の高い福祉用具個別援助計画書等を作成できるよう、前記(1)、(2)の実現と同時に、研修のあり方等についてもご検討頂きますようお願いいたします。また、計画作成やモニタリングの実施は、ケアマネジャーとの連携が不可欠なことから、関係者に対する普及・啓発活動についても併せてご検討をお願いいたします。

(4) 軽度者に対する福祉用具の利用について

平成18年度の法改正によって、要支援1、2、要介護1の人には一部の福祉用具の利用が保険対象外とされ、医学的な所見、サービス担当者会議に基づき必要と判断された方のみ例外的に給付されることになりました。本会では、この例外給付の事務が煩雑なため、要件に該当するご利用者の利用制限にもつながっているものと懸念しています。急速な状態の悪化が見込まれる人の利用について例外規定の判断が迅速になされるように、市町村、ケアマネジャーに対して周知を図るよう改めて要望します。なお、軽度の要介護者への給付のあり方に関して、福祉用具は既に要支援者、要介護1の人の利用が例外規定を除き、保険給付から除外されております。本会としても、介護予防の視点から、例外規定に該当する状態像の方を的確に把握できるよう、福祉用具専門相談員の能力向上に努めてまいります。

(5) サービス内容を踏まえた介護給付費通知の実施について

福祉用具の貸与価格は事業所による届出制で、各事業者が提供するそれぞれ異なったサービスコストで構成されています。このサービスには、私たち福祉用具専門相談員が行なう相談や訪問確認など様々な業務コストが反映されています。しかし、各保険者が「外れ値」対策として行う介護給付費通知では、現に利用している福祉用具の価格を、他の指標データと価格のみで比較する内容です。この通知により、ご利用者が福祉用具貸与を価格のみで判断する傾向が生じると、事業者がサービスコストを抑え、その結果、私たちの就労環境の低下や、それに伴うサービスの質の低下を招くことが危惧されます。給付費通知の実施にあたっては、価格にサービスコストが含まれ、事業者ごとにサービス内容が異なっている点も併記するよう、市町村に徹底して頂くよう要望いたします。

(6) 福祉用具専門相談員のキャリアアップの仕組み、リーダーの養成等について

福祉用具のサービスの質の向上には、福祉用具専門相談員がこの業務に意欲と誇りを持ち、経験を積み重ねてスキルアップしていくことが大切です。また、新たな福祉用具の開発も行なわれ、正しい使用方法を含めた情報収集や研修が、常に必要となります。このためには、検定制度や資格制度など多様なキャリアアップの仕組みを整備していくことも必要と考えています。同時に、職場や地域におけるリーダーを養成することが、職種全体の資質の底上げにつながることから、既存の研修制度を活用するなどの方法も踏まえ、福祉用具専門相談員における主任制の導入などキャリアアップの仕組みの整備についてご検討頂きますようお願いいたします。

(7) 福祉用具貸与の対象種目の解釈通知の変更について

重度の関節拘縮や麻痺のある要介護者は、両膝が重なり、圧迫されて膝の内側に床ずれが生じたり、上肢が身体に密着し、肘や手首等の骨の突出部分が圧迫されて床ずれが生じるなど、マットと身体との未接触部分への対応が必要なケースがあります。このような場合、ポジショニングクッション等と、全身用のマットと併用することで、床ずれ防止に効果を発揮することから、床ずれ防止用具の適用範囲を「全身用マット」(注3)から「部分的又は全身用マット」に変更するか、若しくは体位変換器の適用範囲を広げていただくよう要望いたします。

注3) 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取り扱いについて(平成12年1月31日老企第34号)

(8) 腰痛予防対策としての移動用リフトの普及・啓発について

身体介護における移乗は、介護者の腰への過重な負担を伴い、腰痛が深刻な問題となっています。「職場における腰痛予防対策指針」や、「女性労働基準規則」では、重量物の取り扱いに一定の制限を設けていますが、現場の必要性から順守が難しい状況といわれています。本会では、移動用リフトの活用により、介護者の負担少なく移乗を行うことができると確信しています。施設の介護労働者はもとより、在宅での家族介護者の負

担軽減を図るため、移動用リフトの普及・啓発を進めて頂くよう要望いたします。

(9) 施設での福祉用具利用について

介護保険施設での福祉用具利用は、施設がそろえる備品となっています。そのメンテナンスなどは施設に任されているのが現状です。介護保険制度により在宅で、貸与による福祉用具利用ができて、施設に移れば、利用は終了となり、施設にある福祉用具を利用することとなります。その人に合った福祉用具利用の継続性の観点から、施設での継続利用を要望します。また施設での介護職員の負担軽減のための福祉用具の活用及び、調整やメンテナンス不足による事故を防ぐためにも、福祉用具専門相談員の活用をご検討下さい。

以上



改訂版「ふくせん 福祉用具個別援助計画書」 改訂版「ふくせん モニタリングシート(訪問確認書)」 のご案内

～福祉用具サービスを最も効果的に提供するために～

本会では、ご利用者の状態に応じて、福祉用具の計画的なサービス提供を支援するためのツールとして、2009年に「福祉用具個別援助計画書」を開発。次いで2010年には、計画書に基づく定期的訪問確認により、適切な利用を支援するためのツールとして、「モニタリングシート」を開発しました。そして現在、多くの福祉用具専門相談員がこれらのツールを活用して、質の高い福祉用具のサービス提供に努めています。一方、これらの普及に伴い、より使いやすさを求める様々な意見も寄せられました。本会では、現場で実際に使用する方の意見を尊重しながら、バージョンアップを図るべく研究委員会を設置。1年に亘る検討の結果、この度、改訂版を発行しました。福祉用具関係者の皆様には、より使いやすいものとなりましたので、ぜひ改訂版をお使い頂き、計画の作成、定期的訪問確認にご活用下さい。

また、保険者、ケアマネジャー、介護関係者の皆様には、引き続き「福祉用具個別援助計画書」「モニタリングシート」の普及にご理解とご協力をお願い致します。

● 今回の改訂は以下の趣旨で行っています。 ●

1. 現在、計画書を使つての研修、現場での取組みが始まっており、現在の書式に関する認識が深まりつつあることから、この書式を前提とした改訂とする。
2. 会員へのアンケート調査で寄せられた意見を取り入れることとする。アンケートでは個別援助計画書、モニタリングシートは1枚であるという「見やすさ」を評価する声が多かったことから、書式を複数枚数にするには行わない。
3. 個別援助計画書とモニタリングシートとの整合性を図る。
4. 現場で使いやすいものであるとともに、福祉用具専門相談員としてのあるべき方向性、質の向上を考えたものとする。

なお、具体的な修正点はホームページをご覧ください。

<http://www.zfssk.com/>

研究開発プロジェクトチーム委員名簿

●委員長

白澤 政和(桜美林大学大学院老年学研究科 教授)

●副委員長

東島 弘子(福祉ジャーナリスト/医療福祉経営学博士)

●委員

渡邊 慎一(横浜市総合リハビリテーションセンター医療部理学・作業療法課長/作業療法士)

加島 守 (高齢者生活福祉研究所所長/理学療法士)

岩元 文雄(株式会社カクイックス ウイング代表取締役社長)

西野 雅信(千葉県福祉ふれあいプラザ・介護実習センターマネジャー)

肥後 一也(株式会社カクイックス ウイング宮崎営業所長)

野村 幸司(株式会社ヤマシタコーポレーション名古屋ショールーム係長)

お問合せ先

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-20 高輪OSビル9F

TEL:03-3443-0011 FAX:03-3443-8800

URL:<http://www.zfssk.com/> Email:info@zfssk.com

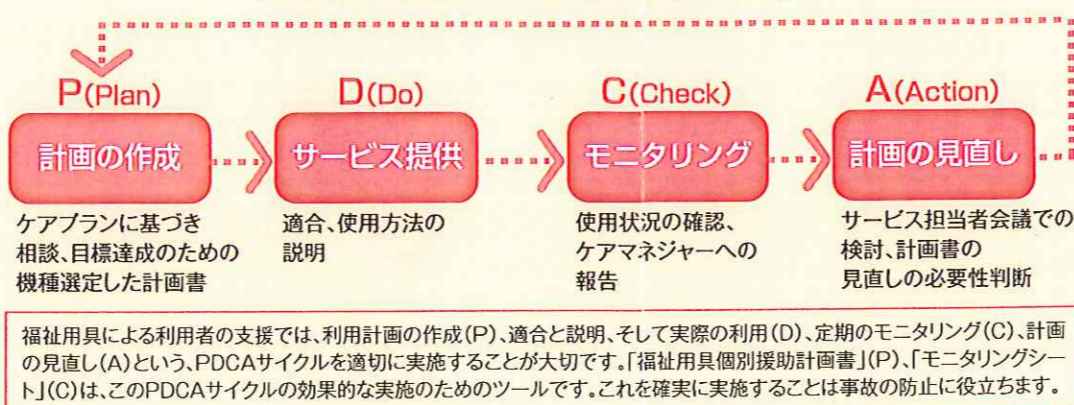
「ふくせん 福祉用具個別援助計画書」と「ふくせん モニタリングシート(訪問確認書)」は
本会サイトからダウンロードできます。

www.zfssk.com

改訂版 ふくせん福祉用具個別援助計画書

福祉用具専門相談員の主な業務は、ご利用者の相談に応じ、その方の自立に役立つ福祉用具を選定。利用開始時には適切な説明と、その方の状態等に応じた適合を行うと共に、定期的モニタリングで継続的にご利用者を支援していくことです。そして何より大切なのは、これら一連の業務を計画的に行うこと。「ふくせん福祉用具個別援助計画書」は、この計画的なサービス提供を支援するツールです。ケアプランに基づき、福祉用具による利用目標を設定し、この実現のために必要な福祉用具と、その選定理由を明確にします。現在、作成は義務化されていませんが、サービスの質の向上につながることから、義務化を求めている動きが高まっています。

福祉用具の支援プロセス



改訂版 ふくせんモニタリングシート(訪問確認書)

モニタリングは、利用者宅への訪問等により、利用状況を確認する行為。そして「ふくせんモニタリングシート」は、この利用状況の確認を効果的に行うためのツールです。ご利用者の心身状態や環境の変化、満足度や希望などを確認します。これらを勘案して、計画に示した利用目標が達成されているかを判断。必要に応じ、ケアマネジャーに相談のうえ計画書の見直しにつなげます。福祉用具貸与の良さは利用者の変化に応じた機種変更ですが、モニタリングはこの仕組みを担保する大切な業務です。特に福祉用具による事故が目立つ中、適切なモニタリングの実施は、事故防止につながるから、確実な実施が求められています。

ふくせん福祉用具個別援助計画書

【基本情報】

利用目標、選定に必要な利用者の情報をこちら(基本情報)に記載する

ふくせん福祉用具個別援助計画書(基本情報)		管理番号 作成日
フリガナ		作成者
ご本人氏名	性別	生年月日
住所	年齢	介護度
支援事業所	TEL	認定期間
ご相談内容	相談者	ご本人との関係
相談日		
ケアマネジャーとの相談記録		ケアマネジャーとの相談日
身体状況・ADL (年 月) 現在		
身長	cm	体重
kg		
寝返り	つかまらな い	つかまらな い
起き上がり	つかまらな い	つかまらな い
立ち上がり	つかまらな い	つかまらな い
歩行	つかまらな い	つかまらな い
移動	自立(介助なし)	見守り等
座位	自分の手で支 えればできる	支えをもら えればできる
排泄	自立(介助なし)	見守り等
入浴	自立(介助なし)	見守り等
その他		
疾病		
麻痺		
介護環境		
他のサービス 利用状況		
家族構成/ 主介護者		
利用している 福祉用具		
障害日常生活自立度		
認知症の日常生活自立度		
特記事項		
ご本人の意向も 今困っていること (福祉用具で 期待することなど)		
ご本人の意向を書く		
居室サービス計画		住環境
ご本人様及び ご家族の生活 に対する意向		□ 戸建 □ 集合住宅 (階) (エレベーター 有 無) 例: 段差の有無など
総合的な 援助方針		必要に応じて記載 ・居間と廊下の段差 ・外出の際のアプローチ など

【利用計画】

福祉用具の利用に関して、目的、理由、留意点などを記載
ご利用者、ご家族へ切り取ってこちら側(利用計画)のみ渡しても可

ご利用者:	様	管理番号 作成日
ふくせん福祉用具個別援助計画書(利用計画)		
生活全般の解決すべき課題(ニーズ)		福祉用具利用目標
居宅サービス計画書を転記		・居宅サービス計画書の目標に則って 福祉用具としての利用目標を記載 ・期間は適宜必要に応じて
選定福祉用具(レンタル・販売)	納入予定日:	月 日
品目	単位数	選定理由
機種(型式)		
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		
留意点		
ご利用者、ご家族が読んでわかるように略語は使わない 《記載例》 ・操作説明はご家族だけでなく、普段使われるヘルパーさんにもご理解いただけるようにする ・ベッド柵は、ご本が退院した時点で改めて検討する など		
以上、福祉用具個別援助計画書に基づき、サービス提供を行います。		
ご本人・ご家族への説明・同意	年 月 日	同意署名
法人名称:	() 営業所	担当者 ()
住所:	TEL:	FAX:

ふくせんモニタリングシート(訪問確認書)

【お話を伺った人】

どなたからお話を伺ったか、明確にするため
□ その他 () にホームヘルパーAさんなどと記載

ふくせんモニタリングシート (訪問確認書)		管理番号:00000
フリガナ	支援事業所	日時
利用者氏名	介護度	AM・PM □ 訪問 □ 電話
	認定期間	前回の訪問日
		お話を伺った人 □ ご本人 □ ご家族 □ その他
		次回予定日
利用目標	【利用目標】 ・個別援助計画書に記載した目標を転記 ・訪問確認時は、個別援助計画書を必ず持参する	【点検結果】 点検が済みの場合、 問題のなし・ありを
利用福祉用具(品目)	利用開始日	使用状況
機種(形式)		点検結果
①		□ なし □ 済 □ 問題なし
②		□ なし □ 済 □ 問題あり
③		□ なし □ 済 □ 問題なし
④		□ なし □ 済 □ 問題あり
⑤		□ なし □ 済 □ 問題なし
⑥		□ なし □ 済 □ 問題あり
⑦		□ なし □ 済 □ 問題なし
⑧		□ なし □ 済 □ 問題あり
⑨		□ なし □ 済 □ 問題なし
⑩		□ なし □ 済 □ 問題あり
身体状況の変化	4つの「変化」は、 前回モニタリングからの 変化を見る	生活状況の変化
お気持ちの変化		【ご家族の状況】 ・ご家族の介護負担が増えた ・家族が仕事をできるようになったり、 不在となることが多くなった ・夜間の介護疲労と不安
使いにくさ、使用中 に困ったこと	「リフトやベッドのリモコンなど、福祉用具の 使い方を忘れた」、「操作方法が難しい」などの 使いにくさや困った際の内容を聞き取り記載	【ご利用者・ご家族への聞き取り】
目標達成度	【目標達成度】個別援助計画書の利用目標が達成されて いるかを、ご利用者やご家族の希望も伺った上で 総合的に見た結果を【今後の方針】に記載、【福祉用具の 見直しの必要性】のなし・ありを	見直しの 必要性
今後の方針		□ なし □ あり
専門相談員による総合確認の結果(自由記載)		
【総合確認の結果】 ・『現在お使いのベッド・柵の他に立ち上がり支援の 用具が必要と思われるのでケアマネジャーに ご連絡をしたいと思います。』など ・上記【今後の方針】の他、使用時の注意など ご利用者やご家族に渡す部分なので、 簡単明瞭かつわかりやすく		
以上、利用後の □ 訪問確認 □ 電話確認 □ 済みました		
事業所:	作成者:	住所:
		連絡先:
		【□ 訪問確認 □ 電話確認】 訪問確認を原則とするが、 状況によって、電話で確認した 場合は電話確認を

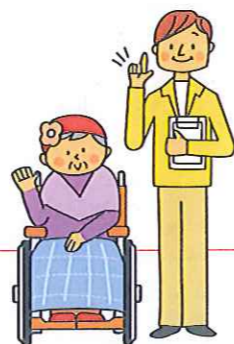
該当するものを☑する

「お気持ちの変化」
前向きになったなど

専門相談員の目から見た判断ではなく、
ご利用者やご家族の意見や意向を聞き取る

福祉用具専門相談員とは

福祉用具専門相談員とは、福祉用具関連のサービスを適切に提供していく専門職として、介護保険制度の中で位置づけられたものです。福祉用具を必要とする高齢者などに対し、選定相談、適合、取扱説明、使用状況の確認(モニタリング)などを行う、いわば福祉用具のプロといえます。高齢者の日常生活における自立を支援し、その人の「できる」可能性を広げる、それが福祉用具であり、それを最大限に活かすお手伝いをするのが福祉用具専門相談員です。



福祉用具専門相談員の役割

●選定相談

豊富な商品知識の中から、利用者の希望、心身の状態、介助者の状況、ケアプランの方向性、住環境など、様々な要素を踏まえ、その人の生活に最適な福祉用具の選定を支援します。また、機能ばかりに目を向けるのではなく、利用者が一番望む生活の実現をお手伝いすることが福祉用具専門相談員の役割です。

●適合・取扱説明

選定した福祉用具を導入し、取り付けから、利用者一人一人に合わせた調整までを行います。さらに、利用者及び介助者に対し使用方法をわかりやすく説明し、効果が最大限に発揮されるよう助言したり、事故が起きないように環境改善したりすることも、福祉用具専門相談員の大切な役割です。

●モニタリング(訪問確認)

福祉用具の点検、修理などに加え、利用目標が達成できているか、不具合は生じていないか、心身の状態や使用環境に変化は生じていないかなどを確認し、必要に応じてケアマネジャーに報告します。事故の防止にもつながる重要な役割です。

●ケアマネジャーなどとの連携

モニタリングにより見つかった不具合や、利用者・家族からの要望、利用状況の変化などを、ケアマネジャーへ報告します。福祉用具の再検討が必要な際には、サービス担当者会議に出席し、見直しの検討にも参加します。様々な専門職と情報を共有し連携を図るのも、福祉用具専門相談員の大切な役割です。

このパンフレットは、全国労働者共済生活協同組合連合会の2010年度社会福祉活動等助成事業及び、埼玉県民共済生活協同組合の2010年度社会福祉団体等に対する助成により作成致しております。

HP <http://www.zfssk.com/>



一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
〒108-0074 東京都港区高輪3-19-20 高輪OSビル9階
TEL:03-3443-0011 FAX:03-3443-8800

定期的な

「モニタリング」の実施が 福祉用具の**事故**を防止する!

～高齢者が福祉用具を安全に、安心してご利用頂くために～



一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

福祉用具の事故防止には、福祉用具専門相談員による適切なモニタリングの実施が不可欠です。



福祉用具は、加齢に伴い心身機能の低下した高齢者の自立を支え、介護する方の負担を軽減します。そして、介護保険では、心身状態や環境の変化に応じて、その方に最適な福祉用具が提供されるよう、レンタルを原則的な給付方式としています。

福祉用具のよさ

○高齢者の自立を支援

福祉用具の利用は、高齢者ができる限り自分の力で日常生活を営むことに役立ち、介護保険の理念である高齢者の尊厳の保持並びに自立の支援につながります。

○生活の質(QOL)の向上

福祉用具の利用は、高齢者が地域社会で活動することを容易にし、住み慣れた街で自分らしい生活を送ることに役立ちます。

○介護者の負担軽減

介護の長期化、介護者の高齢化など、家族介護の問題が深刻化する中、福祉用具の利用は介護の省力化に役立ち、家族の介護負担の軽減につながります。

○身体機能の維持・向上

福祉用具の様々な機能は、心身の状態や生活環境に合わせた選定・適合などを行うことにより、高齢者の身体機能の維持・向上に役立ちます。

レンタル制度のよさ

○利用者の選択を保障した選定支援

多種多様な福祉用具の中から、ご利用者のニーズや状況に応じた選定が可能です。福祉用具専門相談員の適切な助言により、選択の幅も広がります。

○心身状態や環境の変化に応じた機種変更

心身状態や介護環境の変化に合わせ、福祉用具の機種を変更することができます。実際に使用してみて合わなければ、交換・返却も可能です。

○訪問による故障対応、事故防止

故障に対応し、修理が長期にわたる場合には交換も可能です。また、訪問による定期的な福祉用具のモニタリングや他職種との連携により、事故を未然に防ぎます。

○リサイクルによる資源の有効活用

不要になってもレンタルなら買い替える必要がなく、廃棄物排出の抑制や、資源の有効活用につながります。レンタルはエコにも配慮した制度です。

福祉用具は、高齢者の自立支援及び介護負担の軽減に役立ちます。しかし、使い方が正しくなかったり、身体状況に合わない福祉用具を使う、又はメンテナンスを怠ったりすると、事故が発生してしまうケースがあります。それを防ぐために、福祉用具専門相談員は普段から導入時に利用計画を立て、それに基づく定期的「モニタリング(訪問確認)」を行っていく必要があります。使用状況の確認や、心身状態・生活環境に変化がないか、福祉用具に異常がないかなど確認・点検を行っていくことで、事故の可能性に気づき、未然の防止につなげていくことができるでしょう。

▼たとえばこんな事故では。

事例1

座位が保てず
バランスを崩して
倒れた際、
2本のサイド
レールの隙間に
首を挟み込んだ

適切なモニタリングをしていれば??

定期的なモニタリングにより、身体機能が低下し座位保持が困難になっていることに気付いていれば、ご家族への注意喚起や、上半身の体位保持のためのポジショニングクッションの導入提案などができたかもしれません。また、メーカー提供の挟み込み防止の安全対策部品を、取り付けよう注意を促せたかもしれません。

事例2

電動車いすで
走行中、
操作を誤り、
道路下の
用水路に転落した

適切なモニタリングをしていれば??

導入時の説明だけでは正しい使用方法をご理解いただけないこともあります。また、認知症などにより、これまで使用していたものが使えなくなることもあります。適切にモニタリングを行っていただければ、誤使用に気づき、使用方法の再説明もできたでしょう。また、やむを得ない場合は、ケアマネジャーと相談の上、電動車いすの解約の提案もできたかもしれません。

事例3

車いすの空気圧が
不足していたため、
ブレーキが
かからず、転倒した

適切なモニタリングをしていれば??

モニタリングでは、ご利用者の状況変化の確認だけでなく、福祉用具の点検もまた、事故予防につながる大切な要素となります。長期の使用では、メンテナンスが必要です。モニタリングの際、空気圧を調整していただければ事故は防げたかもしれません。また、普段からご利用者・ご家族と関わることで、利用時の違和感などもご相談いただけたかもしれません。



事故情報についてはこちらのホームページもご参照ください。

<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>

日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)の事故情報ページです。消費生活用製品安全法及び消費者安全法などの規定に基づき消費者庁に報告された重大事故のうち、福祉用具関連のみが抜粋・掲載されています。

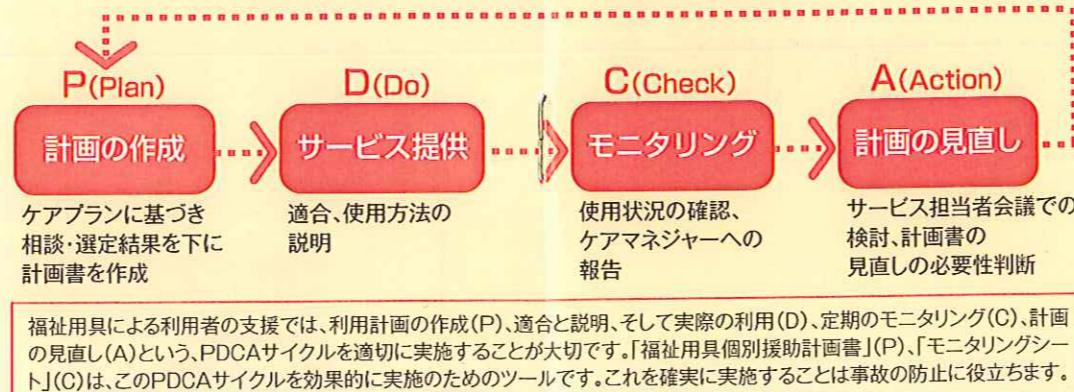
適切なモニタリングの実施には「福祉用具個別援助計画書」「モニタリングシート」が必要です。



福祉用具個別援助計画書とモニタリングシート

「福祉用具個別援助計画書」は、アセスメントによる課題分析の上、福祉用具としての利用目標を設定し、これを実現するための計画書。ケアプランの援助目標に基くものです。また「モニタリングシート」は、実際のサービス提供後、この利用目標が達成されているか、利用状況の確認を行なうためのシートです。達成されていない場合、再アセスメントを行い、計画の見直し、適切なサービスの提供につなげます。現在、法律で作成の義務はありませんが、サービスの質の向上のため、一部の関係者が作成しています。適切なサービスの提供環境の整備のためにも、保険者やケアマネジャーなど関係者の協力が必要といえます。

福祉用具の支援プロセス



福祉用具個別援助計画書 標準様式

福祉用具個別援助計画書(基本情報) フリガナ: 姓 名 性別 生年月日 年齢 要介護度 認定期間 住所: 〒 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 作成日: 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者: 〇〇〇	
福祉用具個別援助計画書(利用計画) 生活課題の解決すべき課題(ニーズ) 福祉用具利用目標 福祉用具の利用に関して、目的、理由、留意点を記載した利用計画書になるもの ケアプランの目標に則って、福祉用具としての利用目標を記載。期間は適宜必要に応じて	
選定福祉用具(レンタル・販売) 品目 単位数 機種(型式) 選定理由 利用目標を達成するために具体的な機種を選定する。その選定理由を記載する。	
選定福祉用具貸入(予定) 福祉用具レンタルのサービス 福祉用具取扱い説明 福祉用具フィッティング(適合状況評価) 福祉用具利用状況確認(訪問・電話・目標評価等) 福祉用具定期点検・メンテナンス サービス担当者会議 状態変化時の機種交換(再アセスメント) 入院・入所・不要時等の福祉用具回収・搬出 相談 緊急時対応 留意点 ご利用者・ご家族が読んでわかるように略語は使わない <記載例> ・操作説明はご家族だけでなく、普段使われるヘルパーさんにご理解いただけるようにする ・ベッド幅は、ご本人が退院した時点で改めて検討する	
以上、福祉用具個別援助計画書に基づき、サービス提供を行います。 ご本人・ご家族へ同意 〇〇年〇〇月〇〇日 同意署名 〇〇〇 法人名称: 各法人・各事業所において本様式に加筆修正して使用する場合は、全国福祉用具専門相談員標準様式の文字は削除して使用 住所: 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

ふくせんモニタリングシート(訪問確認書)

記入のしかた 【次回予定日】 次の予定を入れる。だいたい目安なら〇〇日ごろと入れる。 【お話を伺った人】 誰か聞いたのを明確にするため、〇その姓()の〇〇にホームヘルパーAさんなどと記載。ご本人とご家族からお話を伺ったときは両方に〇(チェック)を。【#000000】	
ふくせんモニタリングシート(訪問確認書) 実施日 〇〇年〇〇月〇〇日 AM PM 〇〇時 〇〇分 前回実施日 〇〇年〇〇月〇〇日 訪問者 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 次回予定日 〇〇年〇〇月〇〇日	
フリガナ 住所 TEL 利用者氏名 要介護度 認定期間	
利用目標 利用福祉用具(品目) 機種(型式) 利用開始日 使用状況の把握 点検 点検結果 備考 1 〇なし 〇あり 〇あり 〇あり 〇あり 〇あり 2 〇なし 〇あり 〇あり 〇あり 〇あり 〇あり 3 〇なし 〇あり 〇あり 〇あり 〇あり 〇あり 4 〇なし 〇あり 〇あり 〇あり 〇あり 〇あり 5 〇なし 〇あり 〇あり 〇あり 〇あり 〇あり 6 〇なし 〇あり 〇あり 〇あり 〇あり 〇あり	
身体状況の変化 〇改善 〇悪化 〇変化 〇なし お気持ちの変化 〇あり 〇なし 〇変化 〇あり 生活状況の変化 〇改善 〇悪化 〇変化 〇なし ご家族の状況 〇改善 〇悪化 〇変化 〇なし	
ご利用者・ご家族への聞き取り 使用中に困ったこと 〇なし 〇あり 使いにくさ 〇なし 〇あり 満足度 〇満足 〇不満足 ご利用者・ご家族の希望(自由記載) 目標達成度 〇一部達成 〇未達成 今後の方針 〇あり 〇なし	
専門相談員による総合評価の結果(自由記載) 【総合評価の結果】 「現在お使いのベッド・褥のほかに立ち上がり支援の用具が必要と思われるので、ケアマネジャーAさんにご連絡をしたいと思います」など、【今後の方針】、【見直し】についてのほか、使用時の注意など記載。 ご本人・ご家族に渡す部分なので、わかりやすく。	

モニタリングの実施で安全確保に役立つ数多くの事例があります。介護給付適正化事業などへの活用事例も増えています。



一般の商品、例えば電化製品であれば、メーカーや販売店は、ユーザーの要請に応じて点検や修理を行います。しかし、福祉用具の利用者は一般の消費者とは異なり、心身の機能が低下し、一部には判断力が著しく低下した方もいるなど、特別な支援を要する消費者です。従って、福祉用具専門相談員は、利用者の要請を待つだけでなく、積極的に利用者に関わりをもち、安全を確認していかなければなりません。定期的モニタリングが必要なのは、このためでもあります。本会には、モニタリングシートを使った関係者から事故防止に役立つという意見が多数寄せられています。また、保険者が介護給付適正化事業に活用する事例など、様々な利用方法も出てきました。本会では、今後とも普及・啓発に努め、少しでも事故の防止に役立ち、もって高齢者の福祉の増進に貢献していきたいと考えています。



福祉用具個別援助計画書(基本情報)	
作成日 〇〇年〇〇月〇〇日	作成者 〇〇〇〇
フリガナ	性別 〇〇〇〇 姓 〇〇〇〇 名 〇〇〇〇
生年月日	年齢 〇〇歳
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
支店番号	〇〇〇〇
事業所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
担当職員	〇〇〇〇
利用開始日	〇〇年〇〇月〇〇日

福祉用具個別援助計画書(利用計画)			
作成日 〇〇年〇〇月〇〇日	作成者 〇〇〇〇		
生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	福祉用具利用目的		
ヘルパーのいない状態でも安全にベッドから移動し、移動後が安定した状態を確保したい。	従来のベッドとして「〇〇〇型昇降タイプ」を導入しました。このベッドは床からの高さが16cmまで下がり、今までのベッドよりも10cm以上低い。ご利用者の床からの移動の負担を軽減出来ます。また、ベッド面に滑り止め（天板）が付いているので、万一落ちたとしてもベッドに落ちるようなことはありません。		
特定福祉用具(レンタル・販売)	品目	単位数	選定理由
特殊寝台	〇〇〇	×××	万が一に落ちた場合でもベッド上で寝られるようにとのことで従来のベッドから ××× 型に交換
特殊寝台付属品	〇〇〇	×××	安全かつ移動しやすいようにとのことで ××× マットレス
手すり	〇〇〇	×××	ベッドからベッドに移動する際の負担を軽減
××× サイドバー付			
移動用床	購入	×××	移動時の負担を軽減
××× ポータブルトイレ			
選定福祉用具納入予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	留意点	
福祉用具レンタルのサービス			

ふくせんモニタリングシート(訪問確認書)	
フリガナ	〇〇〇〇
利用者氏名	〇〇〇〇
利用目的	ポータブルトイレに安全に移乗し、福祉用具を利用し、安全・安楽に起居行為が行える様にしたい。
利用開始日	〇〇年〇〇月〇〇日
利用状況	利用状況
1. 特殊寝台	〇
2. 特殊寝台付属品	〇
3. 手すり	〇
4. ××× サイドバー付	〇
5. 移動用床	〇
6. ××× ポータブルトイレ	〇
身体状況の変化	なし □ 改善 □ 悪化
お気持の変化	なし □ 改善 □ 悪化
生活状況の変化	なし □ 改善 □ 悪化
ご家族の状況の変化	なし □ 改善 □ 悪化
利用者・ご家族への聞き取り	「降下中にガタンという音がした。」
満足度	〇 満足 □ 不満
ご利用者・ご家族の希望(自由記載)	現状の特殊寝台・手すりを使って安全に行っております。しかし、降下時にガタンという音がします。これを改善していただきたいです。

① 定期的訪問時期を迎え、ご利用者宅を訪問し、モニタリングを行う。

② ベッド降下中にガタンという音がした。

③ 今回の点検の際にも御了解を得て荷物をベッドから少し離しましたが、ケアマネジャーや訪問介護のヘルパーにもご相談させていただき、環境の改善をご提案させていただければと思います。今回の訪問により事故を未然に防ぐことができましたので、今後も定期的に訪問確認を行ってまいります。

【上記をケアマネジャー・ヘルパー等で担当者会議を行い他職種との連携の上、改善を図っていく】



「モニタリングの効果」

- 福祉用具専門相談員が、訪問時のモニタリングを行ったことにより、実際に事故を未然に防ぐことができた事例があります。また、事故ばかりでなく、心身状態の維持・向上にも効果を発揮しています。
- 車いすを導入したが、数ヶ月後モニタリングを行ったところ、導入時の設定では座位保持が困難になっていた。状態の変化に合わせた再設定により座位が安定し、二次障害を防ぐとともに、快適に使用することができるようになった。
- 停電により、エアマットの空気圧の設定がリセットされた状態になっていたが、訪問時のモニタリングにより誤りに気づき、床ずれの発生を未然に防ぐことができた。
- ベッドから車いすへの据え置き型リフトを利用していたが、訪問時モニタリングしたところ、スリングシートが破れていることに気がついた。再購入を提案し、落下を未然に防ぐことができた。
- スライディングボードを利用し、2モーターベッド(背上げ、高さ調整機能)から車いすへの移乗を行っていたが、モニタリングしたところ、身体状況が向上し、スライディングボードを使わずに移乗ができるようになっていた。スライディングボードを解約、ベッドを1モーター(背上げ機能)に変更することで、自立につながった。

市町村(保険者)は、現在、介護給付の適正化事業に取り組んでいます。モニタリングシートの書式や、これを使ったモニタリング作業は、サービスの質の確保を目的に、保険者が行う介護給付適正化事業に活用されている例もあります。

東京都・世田谷区の事例 (福祉用具専門相談員のモニタリング能力を活用)

世田谷区では、介護給付適正化事業の一環として、平成21年度には「住宅改修に係る利用者宅訪問調査」、平成22年度には「福祉用具購入に係る利用者宅訪問調査」を実施。前者は福祉住環境コーディネーターの建築士等で構成する地域団体に委託。一方、後者は全国福祉用具専門相談員協会に委託し、同協会が調査員として、年間50件の調査を実施しています。調査では、区の担当者、ケアマネジャー、福祉用具販売事業者とともに、調査員が利用者宅を訪問し、利用状況を調査・確認した上、区担当者が行う助言・指摘等の技術的な補助を行っています。訪問調査シートは、同協会が開発した「ふくせんモニタリングシート」をベースとした独自の仕様。なお、調査員は一定の要件に該当し、かつ同協会が「訪問調査員研修」を受講するなど、調査員の質も確保している。

神奈川県・茅ヶ崎市の事例 (「ふくせんモニタリングシート」の書式を活用)

茅ヶ崎市では、平成22年度の介護給付適正化事業の一環として、同市の被保険者に特定福祉用具を販売した事業所の中から6事業所を選定し、モニタリングの実施と、その結果を報告するよう求めています。提出期間は通知を发出した日から約3ヶ月以内。モニタリングの対象となるのは、当該事業所のご利用者のうち特定福祉用具を販売した30人。報告にあたっては「ふくせんモニタリングシート」(全国福祉用具専門相談員協会が開発)を使い、原本を事業所に保管し、写しを同市に提出。なお、モニタリングの実施にあたっては、同市が作成した協力依頼文を渡し、ご利用者の同意を得たうえで実施している。

平成23年4月25日
テクノエイド協会

福祉用具選定支援書の発行について

- 本書は、平成22年度・厚生労働省「老人保健健康増進等補助事業」より交付を受けて、作成したものです。
- 要介護者のADL・QOLの維持向上のみならず、介護者の負担を軽減するうえで福祉用具は、介護保険制度において、極めて重要な役割を果たしているところであり「使用する人」や「使用する環境」に 適したものをきちんと選定し、安全に使用することが求められております。
- 本書は、介護保険の第一線で活躍される、介護支援専門員(ケアマネジャー)や福祉用具専門相談員、OT・PT、建築に詳しい先生などに、福祉用具の専門家を加えた検討委員会を当協会に設置し、それぞれの知識と経験・技術を持ち寄り、全7回の議論を重ね、取り纏めた成果物です。
- 書籍の構成は、日常よくある介護支援計画(ケアプラン)を取り上げ、生活目標実現の一助となる「福祉用具活用による解決策」ならびに、「使用する人や使用する環境に求められる適合条件」を整理して記述するとともに、様々な福祉用具の適切な使用方法を記載しました。
- 本書は、全国の関係団体等へ配布したところですが、当協会のホームページからも本書をそのままの形で、ダウンロードすることができます。

(配布先:約700カ所)

- ・日本介護支援専門員協会の各県支部
- ・日本福祉用具供給協会の各県支部
- ・介護実習・普及センタ、高齢者総合相談センタ、地域の常設福祉用具展示場
- ・各県のリハビリテーションセンター
- ・都道府県、政令市、中核市
- ・その他高齢者関係団体

- 介護保険における福祉用具の適切な利用の一助となれば幸いです。

(参考)

- ・規格 A5 2色 290頁
- ・章立 起居／褥瘡／移乗／歩行／車いす／排泄／入浴／屋内外の移動
- ・構成 各章の総論、想定するケアプラン
 - ①福祉用具による解決策
 - ②その理由
 - ③適合条件
 - ④選定及び使用方法

福用協一第1号
平成23年4月8日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 山 下 一



福祉用具における保険給付の在り方に関する要望

平成12年に施行された介護保険制度に、画期的ともいえる福祉用具貸与の仕組みが導入されたことにより、福祉用具の普及と認知度は大幅に広がり、居宅介護サービス受給者の約4割という多くの方が福祉用具貸与を利用されています。なお、(財)テクノエイド協会が実施した、「介護保険における福祉用具サービスの利用実態及び有効性に関する調査」においても、福祉用具貸与による利用効果や利用者の満足度が高いこと等が明らかにされており、高齢者の日常生活に欠かせないサービスとなっています。

平成8年に設立した(社)日本福祉用具供給協会は、福祉用具流通の国内唯一の公的に認められた業界団体であり、協会傘下の事業所ではそれぞれ職員の資質の向上を図り、きめの細かい福祉用具サービスが提供できるよう努めると共に、多くの方に福祉用具を正しく認知されるよう普及活動等を行っています。

当協会として、介護保険制度における福祉用具については、下記1.及び2.の理由並びに現在貸与を主軸にした流通ネットワークが構築されており、更に利用者にも支持されていると思料されるので、貸与を原則とした現行制度を継続し、サービスの質の確保と更なる向上を目指すべきと考えています。なお、具体的な要望事項は3.のとおりです。

1. 福祉用具の有用性

(1) 自立支援と介護負担の軽減

福祉用具は、介護保険の基本理念となっている、要介護者等の自立を支援し、介護者の介護負担を軽減させる上で極めて大きな役割を果たしています。介護者の高齢化がより深刻化するなかで、介護者の負担を軽減することは必要不可欠となり、福祉用具の役割が一層高まると考えられます。

(2) 生活の質(QOL)の向上

要介護者等が車いす等の福祉用具を利用することで、地域社会で活動することを可能にするなど、「生活の質」を向上させるためにも重要な役割を果たしています。また、身体機能の低下などで状態像が悪化した場合においても、福祉用具を活用することで、「生活の質」を維持することができます。

(3) 身体機能の維持・向上

要介護者の身体機能の低下を補うために、福祉用具を活用することで、ADL を維持・向上し、生活ニーズを拡大することができます。平成21年度に当協会で実施した、「状態像に応じた福祉用具の交換利用効果に関する調査」においても明らかになっています。

(4) 介護従事者の確保と腰痛予防等への寄与

介護サービスへのニーズが拡大することに伴い、介護従事者の確保が深刻な問題となっており、介護保険部会等でも検討課題として議論されているところです。福祉用具を有効活用することで、介護サービス従事者の介護負担の軽減や介護作業の省力化にも役立ち、介護従事者の腰痛予防等の環境整備に寄与できます。また、マンパワーの代替が可能となり、介護費用の削減効果も期待でき、持続可能な制度の構築につながります。

2. 貸与制度の有用性

福祉用具は、利用者の状態像の変化、環境の変化、介護者の状況等によって、変更することが多く、その変化に合わせる必要があり、加えて利用者へのモニタリングや福祉用具のメンテナンス等による安全性への対応が必要となるため貸与制度が原則とされており、飽くまでも購入は例外的な対応になっています。購入の場合にはこのような変化等に対して適時適切な対応ができないこと、並びに再度購入し既存の用具は廃棄処分せざるを得ず既存商品のリサイクルにつながらないこととなります。

(財)テクノエイド協会の調査においても、ほぼ全ての事業所で概ね6カ月に1回以上のメンテナンスが実施され、福祉用具の返却理由の約53%が利用者本人の状態像の変化・介護環境の変化等によるものであり、また、利用期間の約70%が利用開始から1年未満となっていることから、貸与制度が有効活用され、利用者の状態や意向の変化等に応じた柔軟な変更が行われていることが明らかになっています。貸与制度の利点は次のとおりです。

(1) 必要に応じて何度でも適合調整するために、返却・交換することができます。

(2) 種目内での交換や他種目間での交換をすることができます。

(自走式車いすから介助式車いすへの変更、車いすから歩行器への変更)

(3) 必要な時に必要な期間だけ使用できます。

(4) 不要になった時は、返却・交換ができます。

(リース契約では貸出期間は固定となり、容易に返却・交換が出来ない)

(5) 福祉用具の納品後も、常時、利用者へのモニタリングや福祉用具のメンテナンス、商品やサービス内容の継続的な情報提供が受けられ、安全性が確保されます。

(6) 廃棄物の排出抑制、資源消費の節約につながります。

3. 福祉用具制度への要望

(1) 軽度者への福祉用具の適用

平成18年度の改正により、軽度者の方については福祉用具の利用が制限され、自立に向けての拠り所をなくし不自由を余儀なくされています。福祉用具が必要か否かは介護度や疾病等だけではなく、身体状況、環境等も判断基準に加え、真に必要な場合には、軽度者であっても給付対象とされますようご検討をお願いいたします。

(2) 対象種目の追加

現行の貸与種目では、介護予防と居宅介護を促進するには不十分であると思われます。例えば、自立支援のための用具、身体機能の維持・向上や機能回復訓練のためのリハビリ用具、外出を支援し転倒を防止する歩行補助用具、介護従事者の腰痛予防等の介護負担の軽減に寄与する用具、介護力の省力化につながる用具、安否確認を行う見守り用具などを積極的に対象種目に取り入れていただきますようお願いいたします。

(3) 病院・施設の利用者への福祉用具貸与の適用

地域包括ケアで掲げる入院・退院、入所・退所、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供を行うためには、病院・特別養護老人ホーム等の施設と在宅との環境の共有化は不可欠と思われます。病院や施設への福祉用具貸与を適用することで、地域・在宅ケアとの連続したサービスが可能となり、利用者の自立・生活支援が促進されます。このため病院・施設の利用者に対しても福祉用具貸与サービスが適用されますようご検討をお願いいたします。

(4) 消毒設備(衛生)基準等の見直し

居宅サービス等の運営基準第203条に、「回収した福祉用具を、その種類、材質等から見て適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒・・・」とされていますが、事業者ごとに大きな違いがあるのが現状です。利用者の安全性を確保するためにも、より具体的な消毒内容並びに工程等を明確化されますようお願いいたします。

(5) 訪問による利用確認状況の見直し

福祉用具貸与の利用効果を高めるためには、原則として6ヶ月に1回以上の訪問による利用状況の確認・用具点検・安全指導等が必要と考えます。訪問による確認・用具点検・安全指導等を義務付けていただきますようお願いいたします。

(6) 介護給付費通知におけるサービス内容の明記

介護給付費通知を実施する場合、利用者の正しい選択のためには、単に価格のみの通知ではなく、事業者、事業所によりサービス内容に差異がある旨の記載もあるべきであると考えます。サービス内容に差異があることについても明記されるよう保険者への指導をお願いいたします。

(7) 福祉用具貸与サービス計画の作成

居宅サービス等の運営基準第199条により、福祉用具貸与サービスもケアプランに基づき行われる以上、ケアプランの目標・目的に沿った計画と評価が伴います。福祉用具利用の必要性や適応については、福祉用具専門相談員が判断し、その根拠を記録し、ケアマネジャーと共有すべきと考えます。サービスの質の向上のためにも、他のサービスと同様に、事業者や関係者の業務負担が過重にならないよう配慮され、福祉用具貸与サービス計画の作成を運営基準に明記されるようお願いいたします。

(8) 福祉用具専門相談員の質の確保

利用者へのより質の高いサービスが提供できるよう、当協会では福祉用具専門相談員の資質の向上のために「福祉用具選定士認定研修」を実施しておりますが、福祉用具専門相談員の質にばらつきがあることが指摘されていますので、福祉用具専門相談員のレベルアップのために、福祉用具専門相談員指定講習（いわゆる40時間講習）の終了後の試験制度の導入及び高度かつ専門的知識、技能等を備えた専門従事者（上級福祉用具専門相談員、主任福祉用具専門相談員等）の制度化、並びに福祉用具選定士等の資格保有者を介護支援専門員の受験資格である「実務の経験を有する者」として認定されること等についてご検討いただくようお願いいたします。

以上

【歩行補助杖】故障・メンテ一覧(件数)

対象期間: 2010年2月～2011年1月

貸出数: 3,136

1. 消耗品交換(摩耗・硬化)

No.	交換内容	個数
1	先ゴム交換	5,998
2	グリップ交換	294

2. 故障

No.	故障内容	件数
1	破損	20
2	ガタツキ・ぐらつき	19
3	商品劣化	9
4	汚れ	8
5	錆び	8
6	ゆがみ・傾き	5
7	ネジ緩み・外れ	3
8	パーツ不足	3
9	音鳴り	2
10	変形	2
11	臭い	1
12	動作不良	1
13	キズ	1
14	その他	11

((社)日本福祉用具供給協会調べ)